

筑波大学社会・国際学群国際総合学類
卒業論文

「ハンセン病差別問題」に関わる

—若者たちの語りと当事者性—

2021 年 1 月

氏 名：村松 翼
学籍番号：201610410
指導教員：関根 久雄

目次

序章	4
1.問題意識・問題設定	4
2.研究方法と章構成	9
第2章 ハンセン病とは	10
1.ハンセン病はどのような病気か	10
2.ハンセン病は社会においてどう扱われてきたか	11
(1)国家の近代化と公衆衛生の発展	11
(2)「癩予防ニ関スル件」の制定と当時のハンセン病者の様子	12
(3)「懲戒検束権」の発効と「癩予防法」の制定	14
(4)絶対隔離政策下におけるハンセン病者の受難	16
(5)特効薬プロミンの登場と「癩予防法」改正	18
(6)「らい予防法」廃止とその後の「ハンセン病差別問題」の現況	20
第3章 「ハンセン病差別問題」と当事者性	22
1.「当事者」とは誰か	22
2.「当事者—非当事者」という二項対立の再検討	24
3.「関係者」はいかに「関係者」になるのか	27
4.「ハンセン病差別問題」における人々の立ち位置	30
第4章 若者と「ハンセン病差別問題」	31
1.インタビュー調査の概要と対象者のプロフィール	31
2.「ハンセン病差別問題」に関わるきっかけ —ハンセン病に興味はなかった—	32

3. ハンセン病患者と出会う	38
(1)情報と現実が一致した	39
(2)差別経験を知る事がハンセン病を知る事だった	40
(3)最初はトラウマだった	43
4.日常を共有する —「おじいちゃん」、「おばあちゃん」—.....	45
(1)□□園にて.....	45
(2)○○園にて.....	52
5.ハンセン病差別問題に関わる	54
(1)若者たちは「ハンセン病差別問題」に何を学ぶのか	54
(2)若者たちはなぜ「ハンセン病差別問題」に関わるのか.....	57
6.考察	62
(1)「ハンセン病差別問題」の環状島における「水位」、「重力」、「風」	62
(2)若者が「ハンセン病差別問題」に関わるプロセス	64
第5章 結論.....	66
注	69
参考文献.....	71
Summary.....	74
謝辞	76

図目次

図 1 宮地による環状島モデル	27
-----------------------	----

表目次

表 1 調査対象者のプロフィール	31
------------------------	----

序章

1.問題意識・問題設定

本項の目的は、第一に「ハンセン病差別問題」に関わる若者の語りから、彼ら/彼女らがどのようにハンセン病というテーマを捉え、どのように同問題と関わり学びを得ているかを考察することにある。そして第二に、社会問題として存在するハンセン病差別問題に「関係者」である若者が関わる意義と可能性を論ずることにある。

現代日本においてハンセン病を取り巻く状況は、刻一刻と変化している。1996年に「らい予防法」が廃止され、2001年の「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」と2019年の「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟」によって、一連の隔離政策がハンセン病患者⁽¹⁾とその家族に対する「加害行為」として認められ、違憲判決が下された⁽²⁾。以降ハンセン病差別問題は「法のアリーナから社会問題のアリーナへと移行した」[本多 2005:72]と言えるだろう。

また、「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」は、「長い間、自らの経験を社会問題として流通させる手段をもつことができなかった」ハンセン病患者にとって、隔離政策下における「強制収容」、「終生隔離」、「断種・堕胎」、「偏見・差別」などの「被害」を軸に語りを構成することで、「自らの経験を他者へと語り始める契機」となった[有蘭 2008a:59]。その結果としてハンセン病患者の苦難に満ちた「被害」の語りがマスコミを媒介として社会に提示され、被告である日本政府の違憲判決に対する控訴断念を求める世論を喚起したのである。その点で、ハンセン病患者の「被害」の語りはハンセン病差別問題において、彼ら/彼女らの人権を「回復」させた社会的な意義を持っていると言える。

しかし、多くの論者がすでに指摘しているように、日本のハンセン病患者の経験は隔離政策下における「被害」の文脈に収斂できるものではない。なぜなら、彼ら/彼女らの人生のすべてを「被害」の文脈に押し留めることは、ハンセン病患者の人格を「被害者」として一元化する危険性をはらむからである。こうした認識を踏まえて蘭は、ハンセン病患者の個別具体的な生を取り上げ、生活的手法によって描き出すことで、被害の文脈に収斂できないハンセン病患者の語りを議論に組み入れた[蘭 2017:421-423]。蘭

の研究は入所者や退所者などの様々な生を聞き取ることで、それまで「被害」の文脈で語られてきたハンセン病者のオルタナティブな生の在り方を描き出したと言えよう。

また中村は、現象学的社会理論の視点から、一元化しえないハンセン病者の人生経験の意味構成のあり方を捉え、彼ら/彼女らの語りの多様性を提示した[中村 2005:52-64]。さらに有菌は、「被害」の語りの中でハンセン病者の人生を読み取る行為が、彼ら/彼女らを「差別—被差別」の文脈に押し留めていることを指摘した[有菌 2008b:106]。そしてハンセン病療養所におけるハンセン病者の「日常的実践」としての仕事の語りから、ハンセン病療養所を「そこに生きてきた人たちの生き方や記憶と深く結びついた『生活』の場」として捉え直した[有菌 2008b:106-118]。また有菌は後続する論考において、ハンセン病者の日常的実践は「病と後遺症を抱える身体の不自由」と、隔離政策という社会的『不自由』との、二重の不自由さを超克する側面」を有していたとし、被害に対する闘争などに見られる勇ましさと質の異なる「地を這うような営みの蓄積」と結論付けた[有菌 2017:172-173]。これまでの論点を整理すると、ハンセン病差別問題において私たちがハンセン病者と関わる際、彼らの多様な生の在り方を多面的に理解しようとする姿勢が求められていると言えよう。そして以降も多くの論者が、ハンセン病者の多生のあり方を多様な視点から捉えようと試みている。

一方で本多は、こうした論者らの研究が「当事者の懐古的な語りを通じて個々の経験を細分化するライフヒストリー研究に偏って」と指摘した[本多 2005:73]。そして、「非当事者」がハンセン病者と「具体的他者」として関係性を築いていく中で、支援ボランティアへと転身していく過程を、生活史的手法によって明らかにした[本多 2005:73-85]。本多の事例の調査対象者は、支援における相互行為の中でハンセン病者と「具体的他者」として関わる中で、ハンセン病者の心理や行為の意味の理解を深めていった[本多 2005:78,83]。本多はその過程を①無関心、②巻き込まれ、③自己の再定義による自身の生活世界の変容であると結論付けた[本多 2005:84]。その点で、本多の研究は国家の絶対隔離政策による人権侵害やハンセン病者の経験に主眼を当てて続けてきたハンセン病差別問題の議論に、非当事者の存在とその語りを組み入れ、社会問題として市民がハンセン病差別問題とどう関わり得るかという問いへの実践例を提示したと評価できるだろう。

また同様に小林は、ハンセン病学習における学校教育以外での実践から、非当事者が自らの「潜在的当事者性」に対する葛藤を起点とする学びによって知識や感情を醸

成し、当事者性を獲得していく過程を捉え、ハンセン病差別問題学習の再構築を提示した[小林 2008:113-117]。そして福祉教育・ボランティア教育の文脈から、ハンセン病学習は社会教育・生涯教育的観点で弱く、実践が学校教育の枠組みでしか行われていないことを指摘した[小林 2008:110]。

本多や小林の議論を総括すると、「社会問題のアリーナ」に移行したハンセン病差別問題においては、ハンセン病患者つまり「当事者」を社会的に包摂することが重要であると言える。そしてその過程で、同問題において当事者性を獲得した「非当事者」と「当事者」双方がより広範な意味での当事者として問題解決を図っていく実践の必要性が求められていると言える。本稿では社会問題としてハンセン病を捉え、非当事者らの実践について考察すべく、本多と小林の議論に立脚し論を進めていく。

これまでハンセン病差別問題に関する先行研究を概観し、非当事者の存在を議論に組み入れる理由を提示した。以降では本稿において筆者の立場と、非当事者の特に若者の関与に焦点を当てる理由を提示したい。なぜならハンセン病差別問題において筆者もまた若者の非当事者であり、本稿における筆者の問題意識はハンセン病差別問題と関わってきた自身の経験から生まれたからである

筆者とハンセン病の出会いは大学1年生の頃に遡る。当初は日本のハンセン病差別問題とは関わりを持たず、「ワークキャンプ⁽³⁾」というボランティア的手法を用いてインド・西ベンガル州のハンセン病回復者定着村にて調査やインフラ整備等の活動に従事した。その時点での筆者のハンセン病に対する認識は、「遠いインドのボランティアにて赴いた定着村が抱えている問題」程度のものではあった。そして日本のハンセン病差別問題に関しては「聞いたことがある」程度の認識であった。つまり、筆者はインドで活動していた時期、特段日本のハンセン病差別問題には関心を寄せていなかった。

筆者が日本のハンセン病差別問題に関わり始めたのは大学2年生の2月頃である。きっかけは、前述のワークキャンプを運営するNPOの理事に、日本のハンセン病療養所〇〇園への訪問を勧められたことだった。筆者は当時インドでの活動の在り方や自身の関わり方について悩み、その理事に相談をしていた。理事はそうした筆者を見かね、「考えるより見てこい」と言い筆者をハンセン病療養所へ向かわせた。筆者は、その時点でも日本のハンセン病差別問題に対してさして関心を持ち合わせていなかったが、理事の言葉に逆らえないことや「インドでの活動に活かせるだろう」という漠然とした動機を抱き、ハンセン病療養所を訪れることにした。

そこで筆者は、現在に至るまで人生において様々な薫陶を与えてくれる魅力的な入所者と出会った。筆者は彼と出会った2時間弱のほとんどを、彼に何を聞いていいかわからないまま、彼が話す内容にただうなづくことができなかった。なぜなら筆者にとって彼は日本にて初めて出会ったハンセン病患者であり、彼が話す被差別体験や人生における葛藤、それを乗り越えて今を強く生きる姿にただ圧倒されるばかりであったからである。そして彼が語る内容のどれをとっても、とても筆者の共感や理解の及ばない事実や感情があった。筆者はただ彼に圧倒されたのである。

しかし、訪問の終わり際、筆者は彼の部屋にかけてあった将棋棋士・加藤一二三九段の名人在位中のサインを見つけた将棋を趣味としている筆者は、唯一彼と接点を見つけられたと思い、とっさに将棋の話題を彼に投げかけた。すると彼は加藤九段の指導対局を受けた時の話を語り、その終わり際に「お前、若いのに将棋を指すのか。面白いから、よかったらまたここに来い」と筆者の再度の訪問を歓迎してくれた。筆者はそれまでの2時間、何の接点も持てずただ圧倒されるばかりだった彼と接点を持てたことが嬉しかった。筆者はその日以降、毎週のように彼のもとに通うようになった。

そして毎週のように彼と会い、交流を重ねていく中で筆者は次第に彼に魅了されていった。時に将棋を指導し、時に酒を交わしながら彼は自らの人生やそこから得た教訓を筆者に語ってくれた。なぜ彼に魅了されたかと問われれば、筆者は彼と多くの時間を過ごす中で彼の人となりを感じ、彼を形成してきた背景を知ったからであろう。そして、同じ日本に住みながら全く筆者とは違う人生を送ってきた人がいることへの衝撃と、その彼と将棋という趣味を通じて繋がれたことの喜びがあったからである。そう考えると筆者にとってハンセン病差別問題と関わることは、彼を少しでも理解しようとする試みであった。そしていつしか同問題は彼を媒介として常に考えざるを得ない日常として学生生活の大部分を形成していたと言えよう。

以降、筆者は彼との出会いを中心に全国のハンセン病療養所を訪れるようになった。彼が筆者と同じ年ごろの時に入所していたハンセン病療養所の話を受けては、筆者はその場所を訪れ現在の様子を彼に報告した。また別のハンセン病療養所にいる彼の友人を紹介されては、その人を訪問し彼に現況を報告した。そして筆者は彼がいた園だけでなく、日本各地のハンセン病療養所を訪れる中で多くの魅力ある人々の出会いに恵まれた。それゆえ筆者のハンセン病療養所に通う頻度は、ますます多くなっていっ

た。その時期にはすでに筆者の関心の中心は日本のハンセン病差別問題に移行していたと言える。

また、その頃から筆者は同世代の若者たちにも、魅力あふれる入所者の存在やハンセン病差別問題に関わる意義に触れてほしいと感じるようになった。筆者が出会ってきた人々は、ハンセン病を経験し想像しがたい出来事に遭いながらも、今、その瞬間に筆者と関わってくれた。筆者は、彼ら/彼女らの人生に自分にはない「強さ」を感じていた。そして筆者は時に彼ら/彼女らと食卓を囲み、豊かな人生経験を聞きながら多くのことを学ぶことができた。筆者はその実りある時間を同世代の多くの若者と共有したいと感じたのである。そして筆者は、定期的にハンセン病療養所への訪問活動や勉強会を主催するようになった。

実のところ、本稿における調査対象者は、筆者が携わってきた活動に参加してきた者が主である。幸い、参加者の多くは筆者と同様に中国やインドネシアなどのハンセン病回復者定着村にてワークキャンプに参加していることもあり、時に遊び、時に激論を交わしながら多くの学びを共有してきた。筆者が出会った多くの若者たちもまた、筆者に多くの学びを与える存在であり、筆者がハンセン病差別問題を考える上で欠かせない存在となった。

この筆者のハンセン病差別問題に関わってきた経緯から本稿における問いを換言するならば、筆者を含めたハンセン病差別問題に関わる若者は何を学び実践してきたのか、となる。つまり、何がきっかけで若者は同問題に関わり、どのように問題と接し、何を得てきたのかという問いが筆者の問題意識の根幹にある。そして、その問いに対する答えが、社会問題としての同問題を解決する実践を展開するヒントとなるであろうと考える。

さらに、「らい予防法」廃止から 24 年が経過している現在、ハンセン病患者は平均年齢が 2020 年 5 月時点で 86 歳を超え、その存在は確実に減少している⁽⁴⁾。遠くない将来、彼ら/彼女らの生の体験は消失の危機にあると予想される。実際、筆者がハンセン病療養所と関わってきた 3 年弱でも、多くの人々が病を患ったり、亡くなったりした。その点で筆者たちの世代は、ハンセン病差別問題における「当事者」たちの生の体験に触れ得る最後の世代と言っても過言ではない。そして社会問題として同問題を捉える時、ハンセン病患者自らが語りうる機会が消失し、彼ら/彼女らの経験と社会の責任が風化することは避けがたい予想であり、望まざる結果である。なぜなら、昨今のコ

ロナ禍における「自粛警察」や「他県ナンバー狩り」といった事象は、絶対隔離政策下で煽動された官民一体の「無癪県運動」と通ずるものがあり、多数者がある社会的カテゴリーにいる者を差別・排除するという事象は未だ無くなっていないからである⁽⁵⁾。もちろん、この視点には客観的な議論を要することは否定できない。しかし実践的な主張から述べればハンセン病差別問題に学び社会を変革する可能性は、今後も存在し続けると言えるだろう。その点で、ハンセン病差別問題における「非当事者」の関与を拡充する必要がある。そして、ハンセン病差別問題を風化させず社会の教訓として残すためには、蘭が指摘するように私たちが今ある「当事者」の語りをどのように受け止め解釈し継承していくか議論が必要である[蘭 2004:313]。

以上の問題意識と筆者の個人的経験から本稿では、若者がハンセン病差別問題に関わるプロセスに焦点を当て、彼ら/彼女らがどのように同問題に関与しているかを描きたい。彼ら/彼女らは、また「当事者」の直接の語りを受け止め得る最後の世代として、何を受け止めどう解釈しているであろうか。また、その過程で彼ら/彼女らの当事者性に変化があるのであるであろうか。当事者概念の整理とインタビュー調査から得られた語りの分析をもとに明らかにしていきたい。

2.研究方法と章構成

研究方法は、ハンセン病差別問題と当事者概念に関する文献、学術論文、web サイトなどから得られる情報と、調査対象者である若者たちのインタビューに基づいて記述する。なお調査対象者のプロフィールについては第4章の冒頭で明示する。

本稿の構成は以下の通りである。続く第2章では調査対象者が関わるテーマとしての「ハンセン病」を医学的な情報、社会問題としての歴史的経緯から概観する。続く第3章では、当事者概念に関する先行研究を整理した上で、本稿における「当事者」を定義し分析視座を提示する。そして第4章では、ハンセン病差別問題に関わる若者に対する調査を通して、彼ら/彼女ら何を学び感じているかについて描き出し、第3章で提示した分析視座から考察する。最後に第5章では、各章を通じた議論や調査結果に対する考察を加え、本稿における結論を提示する。

第2章 ハンセン病とは

本章では、本稿が取り扱うテーマの舞台としてのハンセン病差別問題を概観する。まず、第1節では症状や治療法などハンセン病の医学的な説明を提示する。続く第2節ではハンセン病が近代以降、社会の中でどう捉えられてきたかについて歴史学及び社会学の視点から概観する。

2001年の「ハンセン病違憲国家請求訴訟」を契機に「法のアリーナ」としての「ハンセン病差別問題」は形式上解決の方向へと進んできた。しかし未だになぜ同問題が存在するのか、という問いは拭い切れない。本章では上記の問題意識を背景に、ハンセン病差別問題を社会問題として扱う中で、本稿における見解を提示する。

1. ハンセン病はどのような病気か

本節では社会問題としてハンセン病を扱う前に、「病」としてのハンセン病について医学的視点から述べる。

ハンセン病は、抗酸菌の一種である「らい菌」による慢性感染症である。この病名は、1873年にらい菌を発見したノルウェーの医師、アルマウエル・ハンセンに由来する。日本では長らく「癩」や「癩病」⁽⁶⁾と呼ばれ、らい菌の発見以前は感染症ではなく遺伝性の病気だと考えられてきた。

ハンセン病の感染力は弱く、95%の人は自然免疫で感染を防ぐことができる。また仮に感染したとしても、有病率が1%であることから発病に至ることは少ない。主要な感染要因は、未治療の患者との濃厚で頻回の接触とされている。未治療の患者は母乳や鼻汁などから莫大な数のらい菌を排出し、それが未感染者の気道などに入ることにより感染する。また、感染には環境要因が果たす役割が大きく、決定的要因の特定はされていない。しかし、社会経済状態の悪化や熱帯・亜熱帯地域での居住など、ハンセン病新規患者の分布や流行地域の分布が環境要因の影響を証明している[和泉1997:86-87]。

主要な症状は、皮膚と末梢神経が主な病変であり、皮膚に赤い斑紋(紅斑)や環状の隆起(環状斑)が神経障害により引き起こされる。感染時期が不明瞭であり、発病後も

軽微かつ慢性的に経過していくため、自覚症状がないまま病状が進行していくとされている。また、早期発見と早期治療により後遺障害を残すことなく治療できるが、患者が差別や偏見を恐れるがために診断を受けることが遅れ、神経への浸食による知覚麻痺や筋力の低下などの後遺障害が発生することがある。

治療法は、1943年にアメリカのカーヴィル療養所にて特効薬のプロミンが開発された。これによりハンセン病は不治の病から、可治の病となった。そして1981年にはWHOによりダブソン、リファンピシン、クロファジミンの3剤による多剤併用療法(MDT: Multi-Drug-Therapy)が確立され、現在は世界の標準治療法となっている。MDTの開発により、治療後はらい菌の感染力失われ、回復者から感染するリスクはなくなった。現在の日本においては、新規患者数が毎年数名ほど報告されるのみで、感染及び発病のリスクはほぼないと言えるだろう。その点で、日本においてハンセン病は治療可能であり、また感染するリスクもほとんどない病気であり、過度に恐れる必要はないと言える。

2.ハンセン病は社会においてどう扱われてきたか

それではハンセン病は社会にてどのように扱われ、社会問題となったのだろうか。本節では、本稿が扱うハンセン病差別問題を社会問題として捉えるためにも、近代以降の同問題を社会的・歴史的経緯から概観する。

(1)国家の近代化と公衆衛生の発展

ハンセン病は明治期の近代化の中で公衆衛生政策において対処されるべき病気となった。その前提となるのが当時の衛生政策、特に伝染病に対する対策である。明治政府による衛生政策の発端は、幕末から何度かに渡って発生したコレラの大流行である。コレラは流行の度に多数の死者を出した。その脅威を鑑みて明治政府は、国家の近代化を進める上で医学の発展を重要視した。そして明治政府は、遣欧使節団の一人としてヨーロッパの医療制度を学び、後に内務省衛生局の初代局長を務めた長与専斎による報告により「公衆衛生」という概念に出会うことになる。「公衆衛生」という概念は、近世までの「養生」、つまり人体の内的な力による体力の増進とは根本的に異なるものであった。そしてその概念は、国家が人々の身体に関与し、警察力をもって国家や社会の防衛のために人びとの身体を管理・支配しようとするものであった[今野

2014:162;田中 2017:37]。そして、近代日本国家は、「衛生＝文明」、「健全な人口＝国力」という認識から欧米流の医療・衛生政策の導入を進めていくことになる[藤野 2001a:52]。

上述の文脈の中で伝染病対策は、警察力を背景とした衛生行政のもとで進んでいった。そして病の蔓延を防ぐことが第一であるという考えが、公衆衛生政策の根幹として主流となっていった。この考えをもとに患者と当人が住む家屋自体を徹底的に消毒し、周囲の地域住民に患者の存在を強烈に知らせめるという方法が取られるようになった。そしてこの方法は、1879年のコレラの流行後に政府が指示した「予防法」によって公的に根拠づけられた。さらに同法は「清潔法」、「摂生法」、「隔離法」、「消毒法」からなる「伝染病予防規則」に引き継がれる。

上記の歴史的変遷を今野は、「コレラ流行の経験は「消毒」と「隔離」という、伝染させないための方策を「衛生」という言葉の中に新たに意味づけた」とし、「『衛生』は生活規範になり、健康であることが第一にされるようになる。(中略)ここに個人の身体は国家と接合し、健康が法律(刑法)の保護下に入り健康でないことはむしろ罪とみなされた。病気と健康、患者とそうでない人は二元論的に色分けされるようになった」と指摘する[今野 2014:165]。

つまり、幕末期のコレラの大流行を端緒にする日本の公衆衛生政策は、伝染病患者やその家族にとってある種の暴力的な形を取って推進されるようになった。そしてその論理はハンセン病対策にも引き継がれる。

(2)「癩予防ニ関スル件」の制定と当時のハンセン病者の様子

急性伝染病への対策を重視した明治政府の公衆衛生政策であったが、ハンセン病に対してもその方法が引き継がれた。それはなぜであろうか。

まず藤野は、国家がハンセン病者の隔離に乗り出す契機となったのは、1899年の不平等条約改正による外国人の内地雑居の開始にあったと指摘する[藤野 2001:38-39]。さらに藤野は、

「日清戦争の勝利により台湾を領有し、アジア唯一の植民地保有国となった『大日本帝国』にとり、欧米にはほとんどいなくなったハンセン病者が大勢放浪し、物乞いする光景は「国辱」以外のなにものでもない」[藤野 2001a:55]

と分析する。つまり、近代化を推し進め国際的に地位を高めようとしている日本にとって、ハンセン病者が浮浪している様子を来日外国人の衆目にさらすことは「国辱」であった。そして日本政府は「国辱」を払拭すべく、ハンセン病者に対する隔離政策を構想し始めたのである。

一方、この当時のハンセン病者の様子はどうだったのであろうか。ハンセン病者は「当時、遺伝病という偏見のもと、多くのハンセン病患者が家族と縁を切り、故郷を出て行方をくらまし、神社仏閣で参拝客に対し『物乞い』をしていた」[藤野 2001b:39]。当時はすでにアルマウエル・ハンセンによって、ハンセン病が感染症であることが医学的に確認されていた。また 1897 年の第一回国際癩会議にも日本から参加者がいたことから、政府や学者レベルではすでにハンセン病が感染症であると認識していたと考えてもよいだろう[今野 2014:167]。しかし、一般国民レベルでは未だにハンセン病は遺伝病だと考えられていることから、当時の日本社会にはハンセン病の事実が伝わっていなかった。

またハンセン病者に対する治療はどうであったのだろうか。特効薬もなく、ハンセン病は不治の病とされていた当時、ハンセン病者に対する治療は充実していたとは言えない。しかし当時は、徐々にハンセン病者のための施設が作られていく時代でもあった。漢方医の後藤昌文は、東京でいち早く私設の「癩病舎」や起廃病院を設立した。そして「天刑病」や「業病」といった偏見を否定した治療を行っていたことが知られている。しかし後藤が活躍した当時、政府はコレラなどの急性伝染病の防疫に追われており、国家は公的にハンセン病の治療を拡充する余裕がなかった。

そうした中でハンセン病者に救済の手を差し伸べたのが、外国人の宣教師たちであった。宣教師は各地にハンセン病者のための施設を建て、浮浪するハンセン病者たちを救済すべく活動した。全てを挙げると暇がないが、そのうち最も早い時期に「癩療養所」を設立したのはフランス人神父ジェルマン・L・テストウィードであった。彼は現在の御殿場に神山復生病院を設立した。また、唯一の日本人の仏教者として綱脇龍妙は身延深敬病院を設立し、身延河原に住むハンセン病者たちを救済した[田中 2017:40-42]。

宣教師ら宗教家がハンセン病者も救済に乗り出した頃、1899 年の帝国議会から活発に議論されるようになったハンセン病対策であるが、次第に隔離政策の必要性が訴え

られていく。その論者として最も有名なのは光田健輔である。彼は後に公立癩療養所全生病院院長や国立ハンセン病療養所長島愛生園の園長就任し、ハンセン病隔離政策の推進を進めていく。そして当時は東京市養育院の一医師であった。彼は山根正次衆院議員と協力して議会に隔離政策を訴えていくが、1905年の段階では否欠されていた。

しかし、熊本の回春病院のハンナ・リデルの上京により動きが加速する。彼女は、大隈重信と渋沢栄一という当時の政財界の権力者に、回春病院の資金援助を依頼した。これを受け、渋沢は光田やリデル、山根らとともに会合を開いた。光田はこの会合において隔離政策の重要性を訴えた[今野 2014:173-174]。

そして1907年、「癩予防ニ関スル件」が成立した。同法の特徴は、「療養ノ途ヲ有セス且救護者ナキ者」、つまり身寄りがなく資力が乏しい放浪・貧困患者を隔離対象者とする点にある。また、同法では対象となるハンセン病患者に扶養義務者がいた場合は、その者に引き取らせた。つまり、同法においては全てのハンセン病患者が隔離の対象となったわけではなかった[今野 2014:175-176]。そして、同法は全国で5つのハンセン病患者を隔離する療養所を設置することを定めた。それに従い、1909年全国に5か所の公立癩療養所(全生病院・北部保養院・外島保養院・大島療養所・九州療養所)が設立された。

(3)「懲戒検束権」の発効と「癩予防法」の制定

しかし、当時は療養所数の定員数が不足していた。また療養所内の生活においては、例えば男女交際やアルコールの禁止など、生活上の制約が多かった。そのため当時の療養所は療養に適した環境や制度ではなかった。それゆえ入園者の闘争やデモなども多く発生していた。そして療養所の治安や生活が安定しない中、ハンセン病患者たちの隔離の道は始まり、強化されていく。

「癩予防ニ関スル件」以後、光田健輔は隔離政策において発言力を増していった。彼は、同法成立を受けてハンセン病患者の絶対隔離を訴えるようになる。彼の主張の根拠は二つあった。第一の主張は、ハンセン病患者を隔離せず放浪させておくのは人道的に問題があるというものである。彼は、東京市養育園時代に、放浪するハンセン病患者を実際に見ており、放浪生活は彼らを生命の危機にさらすものだと考えていた。第二の主張は、ハンセン病患者を放浪させておくとうハンセン病が蔓延する、というものである。特に彼はハンセン病患者が職業に就いた場合、その生産物を介して感染が

広がることを問題視していた。つまり、彼にとって絶対隔離政策は、ハンセン病患者を治療するためのものではなく、日本にハンセン病を蔓延させないためのものであり[今野 2014:180-181]、その意味で明治以来の衛生政策に則ったものであった。

1916 年、「癩予防二関スル件」が改正され、療養所所長に「懲戒検束権」が与えられた。これは光田の 1915 年 4 月の療養所所長会議での所長に入所者を取り締まる懲戒権を付与すべしとする主張を受けたものであるとされる[財団法人日弁連法務研究財団ハンセン病問題に関する検証会議 2005:60]。そして、療養所風紀を乱すとされた入所者には、一般の司法手続きを介さずとも「懲戒検束権」により 30 日以内(2 ヶ月まで延長可能)の監禁、7 日以内において通常の給食の 2 分の 1 までの減食などの処罰を下されることが法的に認められた。また監禁は、各療養所にて設置された監禁施設にて実施され、監禁された者の中でも特に反抗的とされた者は草津にある栗生楽泉園に設置された「特別病室」に送られ、より厳しく処罰された。「特別病室」は通称、重監房と呼ばれ、ここに送られることは「草津送り」として入所者に恐れられていた。つまり当時のハンセン病政策が権力と物理的な力により入所者を抑え込む仕組みを構築した[宮坂 2006:122]のである。

「懲戒検束権」により、療養所所長は入所者に対して強権を発動できるようになった。また、療養所所長への懲戒検束権の付与により、ハンセン病患者を島に隔離することが現実的になった。光田は「癩予防二関スル件」以前から、離島に患者を隔離することに注目していた。しかし当時は療養所生活に不満を持ちデモや脱走などを行う者たちを監督することに苦勞していたため現実的でなかった。しかし 1916 年に懲戒検束権規定が追加されたことにより、療養所所長による患者の取り締まりが可能になり、離島への隔離も現実的となった[今野 2014:182-183]。

こうして、隔離政策は強化されていった。そして次第に各地の療養所所長も隔離強化に賛意を示すようになり、「絶対隔離」の方向へ向かっていった。外島保養園の村田正光は関して、「人道上の問題は別としても」と前提を置いたうえで、ハンセン病患者の増加は国辱であり、日本からハンセン病を撲滅せねばならないと主張した。その根拠は、感染力の弱いハンセン病は、絶対隔離を施せば感染を拡大させることなく患者が自然に死にゆく 30 年ほどで日本からハンセン病を撲滅できる、というものであった。また、患者の隔離は患者のためだけでなく、患者以外のための幸福になるという意見もあった[今野 2014:191]。

こうした風潮の中、「癩予防ニ関スル件」の改正が議論されるようになる。改正の根拠として内務省衛生局は、隔離の費用が患者・扶養義務者持ちであるがために、収容すべき患者の範囲が狭かったこと、その費用の徴収が困難であったことなど、制度上の問題を挙げた[山本俊 1993:179-182]。こうして絶対隔離の風潮の高まりを期に 1931 年「癩予防ニ関スル件」は改正され、「癩予防法」が施行された。改正における最大の変更点は、「癩予防ニ関スル件」では「療養ノ途ヲ有セス且救護者ナキ者」と限定されていた隔離対象が、「癩患者ニシテ病毒傳播ノ虜アルモノ」となったことである。つまり、隔離対象の規準があいまいになり、解釈次第で全患者を収容できるようになったのである[今野 2014:194]。こうして、ハンセン病患者は社会から完全に分断され、療養所に隔離されることとなった。

(4)絶対隔離政策下におけるハンセン病者の受難

「癩予防法」の制定を受け「財団法人癩予防協会」が発足した。これは、貞明皇后の下賜金や財界からの寄付金を基に、民間の財団法人として設立された。しかし、事務所は内務省衛生局内にあり、実際には内務省の外郭団体であった。「癩予防協会」は、「癩予防法」と呼応するように、日本からハンセン病を撲滅させることを目的とした。そして、「癩予防デー」や各種講演会などのイベント、『國から癩を無くしませう』の出版など、ハンセン病根絶のための啓発活動を推進した[今野 2014:195-203]。こうした「癩予防協会」の活動は、啓蒙活動の形を取りながら、実際にはハンセン病は恐ろしい病気という誤解を世間に広めていった。今野は、教会の活動を通じてハンセン病患者隔離の必要性和ハンセン病遺伝説の誤謬が訴えられたとする[今野 2014:207]。こうして 1930 年代から国を挙げてのハンセン病根絶の機運が高まっていくことになる。

そして、絶対隔離政策を推し進めるために、国は各地に国立療養所を建設していく。従来の 5 つの公立療養所を国の管理下に移管し、新たに草津に栗生楽泉園、鹿屋に星塚敬愛園、沖縄に国頭愛楽園、宮城に東北新生園、御殿場に駿河療養所、後に国立に移管される公立療養所宮古保養院を設立した。また、当時の植民地であった韓国にも療養所を建設した。こうして、収容可能な患者数を増やしていった国は、徐々に絶対隔離を実行に移していく。それが「無癩県運動」である。

無癩県運動は、文字通り各都道府県からハンセン病患者を無くすことを目的とした運動である。ハンセン病患者の所在地を把握し、個別訪問という手段を通じて入所を

勧めていった。運動を支えたのは、前述の癩予防協会、日本 MTL、大谷派光明会などの宗教関係組織であった。そして癩予防協会らは市民をも動員し「無癩県」の達成のために官民一体となって運動を展開した。しかし、無癩県運動は各県が競う形で進み、勢いが高まっていくのと同時に、その方法がずさんになっていった。一方的に患者を収容するケースも多くなり、その際、保健所による見せしめのために患者の家や歩いた道の消毒、また警察官による実力行使などがなされ、まさに「強制収容」の様相を呈していった[田中 2017:95-96]。

それは、ハンセン病患者や家族だけでなく、その周囲にいる人々に恐怖を与え、ハンセン病の感染力の強弱に関わらず、ハンセン病自体が恐怖の対象となった[今野 2014:211]。こうして、全患者隔離を目的とし、「ハンセン病は恐ろしい病気」という間違った認識を社会に与えた「無癩県運動」は、大戦をはさみつつも継続していく。

また、「癩予防法」下で入所者は非人道的な扱いを受けていた。その最たるものが「断種」と「堕胎」の制度であろう。「癩予防法」下の療養所で入所者は、子どもを持つことが許されていなかった。結婚を希望する男性は断種手術を受け、去勢することを強制され、妊娠した女性は強制的に堕胎手術を受けなくてはならなかった[有菌 2017:14]。そして、公表されているものでも断種は約 1,500 人、堕胎は約 7,700 人がその被害を受けたと報告されている[財団法人日弁連法務研究財団ハンセン病問題に関する検証会議 2005:207-208]。

「断種・堕胎」は光田健輔の主導の下実施された。光田は隔離政策の当初から慮幼女内の男女関係に苦慮していた。光田が療養所内の男女関係を入所者取り締まり施策に取り入れていた理由は、患者子孫の出生を予防するためであった[財団法人日弁連法務研究財団ハンセン病問題に関する検証会議 2005:192]。なぜなら、当時のハンセン病対策は「らい撲滅」の至上命題に基づいていたからである。

光田は初期では男性と女性の入居棟を板塀で仕切るなど、男女間の交流を抑制する男女分離の方針を取り療養所運営を進めた。しかし、男女共同収容において 20 代から 50 代の壮年期の入所者が生活する療養所では、男性入所者による女性部屋への侵入が後を絶たなかった[山本須・加藤 2008:113]。そして、光田ら療養所側はその状況を黙認せざるを得なかったが、その過程で出生した子供たちの処遇に苦慮するようになった。そして自身の私費で行き場のない子どもらの養育費を支援していた光田は、出生対策として断種手術を男性入所者に課し、結婚の条件とすることを定めた。そして光

田は男性入所者と同様の論理で妊娠した女性入所者に堕胎手術を課すことで、結婚しても子どもが生まれない状態にし、かえって結婚生活を患者管理の手段として見定めたのである。こうした経緯を経て、入所者は例え結婚したとしても自らの子どもを望めない結婚生活を送らざるを得なかったのである。

(5)特効薬プロミンの登場と「癩予防法」改正

1943年にアメリカでハンセン病の特効薬「プロミン」が開発された。そして第二次世界大戦後には、東京大学薬学部教授石館守三らの主導により、日本にもプロミンが輸入されるようになった[山本俊 1993:261]。そして石館らは多磨全生園や長島愛生園の患者に治験を実施し、プロミンの治療効果を確認し、1947年開催の日本らい学会にてその効果を発表した。これにより、「不治の病」であったハンセン病が治療可能になった。そして政府もプロミンの効能を認め、全国の患者の治療を進めるべく予算を立てた[山本俊 1993:265]。

しかし、予算不足により全国の患者全員が治療を受けることは出来なかった。この事実に端を発し、全国のハンセン病患者はプロミンの獲得と自身の病の完治を求めて「プロミン獲得運動」を展開した。1948年から始まったこの運動は実を結び、1949年には全国の患者の治療が開始した[山本俊 1993:265]。また、この運動を経験した入所者は、1951年に「全国国立癩療養所患者協議会(全癩患協)」を結成した。その翌年、全癩患協は古来より使用されてきた「癩」の語の差別的意味を排し、「ハンセン氏病」と改名することでハンセン病に対する世間の差別や偏見を打破することを意図して病名の変更を訴えた[全国ハンセン病療養所入所者協議会 2001:71-74]。そして全癩患協は翌年「全国国立ハンセン氏病療養所患者協議会(全患協)」に名称を変更した。

プロミンの登場は、ハンセン病患者に未来を感じさせる出来事であった。また、第二次世界大戦後の民主化の波と日本国憲法の制定に伴い、入所者の人権意識は高揚していった。すなわち、日本国憲法によって基本的人権の尊重が謳われたこととプロミンの登場は、入所者にとって隔離の時代を終わらせることを予感させた[蘭 2017:445]。

その頃、国会では「癩予防法」の改正を建議していた。議論の中心は、「社会防衛の理論に立って制定された旧法を、新たな患者人権の擁護という観点からどこまで改

正するか」[山本俊 1993:260-261]という点にあった。そして、国会は議論を進めるために、林芳信(多磨全生園園長)、光田健輔(長島愛生園園長)、宮崎松記(菊地恵楓園園長)ら3人を証人として喚問した。3人の園長は参議院厚生委員会において、より強制力の強く、ハンセン病根絶のために患者の意思を無視した収容も可能にすべしと、隔離政策の廃止はおろかその強制力の強化を主張した[蘭 2017:448-449]。これが俗にいう「三園長証言」である。

藤野は「三園長証言」を「むしろプロミンによって、ハンセン病の治療が大きく前進したことにより、ハンセン病を楽観視するような風潮が生まれることが恐れられ、隔離の徹底が図られていくのである」と解釈した[藤野 2001b:499]。つまり、光田らにとってハンセン病患者は未だ社会防衛上、隔離すべき対象であり続けたと言えるだろう。そして、同時期に成立した「優生保護法」と呼応するように「癩予防法」は隔離政策を続行する形で改正が議論されていった[蘭 2017:450]。そして、隔離こそハンセン病根絶に有効な手段であるという認識のもとに無癩県運動も継続された[財団法人日弁連法務研究財団ハンセン病問題に関する検証会議 2005:122]。

一方で、立法府の中で隔離政策の続行を危険視する声もあった。日本社会党の長谷川保は、「癩予防法」は新憲法に抵触するか否か、現行法では患者の収容が可能か否か、懲戒検束権を療養所所長は行使できるのか、退所規定が記載されていないことはなぜかなど、51項目にわたり「癩予防法」の抱える問題点を指摘した[山本俊 1993:278-280]。しかし政府からの回答は新憲法には抵触せず、公共の福祉の観点から隔離政策は続行すべしと言う回答がなされた[山本俊 1993:280-282]。

また「三園長証言」は入所者の怒りを巻き起こした。入所者は全患協を中心に1952年から1953年にかけて、幾度となくデモ行進やハンストを決行し、「癩予防法」の改正による絶対隔離政策の強化に反抗し「らい予防法闘争」を展開した[全国ハンセン病療養所入所者協議会 2001:23-25]。しかし、全患協の闘争もむなしく隔離政策が廃止されることはなかった。ただし結果として「癩予防法」の改正を止めることができなかった闘争であったが、全患協の粘り強い交渉は厚生省に「九項目附帯決議」を認めさせた。これは外出制限の緩和や退所者への社会保障の確立など、全癩患協側の要求のほとんどが通った内容であり、「見逃すことのでない成果」として全癩患協の手ごたえとなった[全国ハンセン病療養所入所者協議会 2001:25-26]

こうして、入所者の抵抗もむなしく 1953 年、「癩予防法」は「らい予防法」に改正された。これにより光田らが要求した通り、らい予防上必要とあれば患者を強制収容できるようになり、入所者にとっては改正ではなく「改悪」以外の何ものでもなかった[今野 2014:215-219]。

(6) 「らい予防法」廃止とその後の「ハンセン病差別問題」の現況

「改悪」された「らい予防法」は前身の「癩予防法」のハンセン病者の隔離方針を強化したものであった。その第 6 条では、ハンセン病患者の国立療養所への入所を定めている。まず第 1 項ではハンセン病患者に入所を「勧奨」することができるとする。そして第 2 項では、都道府県知事の下「勧奨」に従わない患者に対して、期限を定めた上で入所を「命ずる」ことができるとする。第 3 項ではその「命令」に従わない患者に対し入所「させる」ことができるとする。つまり、「らい予防法」は「らいを伝染させるおそれがある」ハンセン病患者を強制的に療養所へ入所させることのできる法律であった。また、第 9 条では入所させられた患者が居住していた家屋の消毒と廃棄という、地域住民の恐怖をあおるような「パフォーマンス」[蘭 2017:454]を規定した。

一方、「癩予防法」改正運動で苦汁を飲まざるを得なかった全患協は、その後も定期的に「らい予防法」改正の嘆願を行ってきた。しかしそのどれも、「らい予防法」改正と隔離政策の終焉には結実しなかった。

ハンセン病問題に関する検証会議は「らい予防法」の改正が進まなかった理由を、日本らい学会による「国立療養所中心主義」と厚生省の「表裏一体論」に求める。「国立療養所中心主義」は、日本らい学会がプロミンの開発後、ハンセン病の治療が国立療養所に集中していた状況を惰性的に追認し、それをさらに厚生労働省が追認することで、日本らい学会が既得権益の恩恵を受けていたことを意味する[財団法人日弁連法務研究財団ハンセン病問題に関する検証会議 2005:164]。そして、「表裏一体論」は厚生省の強制隔離があることで国に入所者の処遇改善を主張できるということを意味する[財団法人日弁連法務研究財団ハンセン病問題に関する検証会議 2005:156]。つまり、「らい予防法」の改正が遅れたのは、日本らい学会と厚生省が実情にそぐわない治療方針と行政施策を、論理をすり替えることで正当化した結果であった。

「らい予防法」はハンセン病政策の根幹を担う者たちの怠慢により改正が遅れた。しかし、元厚生省医務局長で癩予防協会の後身である藤楓協会の理事長に就任した大

谷藤郎が 1994 年に提出した「個人的見解(大谷見解)」により、「らい予防法」廃止の機運が高揚していった。そして、「大谷見解」を投げかけられ、国立ハンセン病療養所所長連盟は、「らい予防法」の廃止と入所者の処遇を維持・継続する新法を見据えた「らい予防法改正問題についての見解」を提出した。また全患協は厚生省に所長連盟の実現可能性を問うた後に「らい予防法改正を求める全患協の基本要求」を発表し、予防法廃止をにらみつつ療養所内での処遇の維持・継続を求めた[全国ハンセン病療養所入所者協議会 2001:62]。また日本らい学会は、「らい予防法」を黙認してきたことを反省しつつ、同法の廃止を求める「『らい予防法』についての日本らい学会の見解」を提出した。これら 3 つの見解が揃ったことで、国会内で「らい予防法」の廃止と入所者の処遇の維持継続を定める新法に関する議論が急速に進んだ。そして 1996 年に「らい予防法」は廃止され、90 年近く続いたハンセン病者に対する隔離政策の幕が閉じた。また、これを受け全患協は「全国ハンセン病療養所入所者協議会(全療協)」に名称を変更した。

そして、1998 年には国家に対して隔離政策による「人生被害」の補償を求める「らい予防法違憲国家賠償請求」訴訟が熊本地方裁判所に提訴された。そして、原告側であるハンセン病者らの全面勝訴となり、世論の反発を避けた当時の小泉内閣が控訴断念をしたため、ハンセン病者の「被害」に対する補償は一応、法的に解決された。

現在、日本国内には国立 13 か所、私立 1 か所のハンセン病療養所が存在する。そこに住む入所者の平均年齢は 2020 年 5 月現在、約 86 歳である。また 2019 年には「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟」が勝訴し、ハンセン病者の家族に対する「被害」も認められた。以降、彼ら/彼女らをいかに社会へ包摂し、「らい予防法」や無癩県運動によって形成された、社会の差別や偏見を打破していくかが求められている。

第3章 「ハンセン病差別問題」と当事者性

本章では、前章で概観したハンセン病差別問題においてハンセン病者やその家族でない「非当事者」がどのような立ち位置にいるのかについて論ずる。そのためにはまず、既存の当事者論を整理し、「当事者—非当事者」の二項対立的な構図を批判的に検討する必要がある。以降ではまず第1節に当事者論の先駆けとして中西・上野の当事者主権概念について概観する。そして第2節に両者の議論を批判的に検討するべく、野崎らの議論を参照する。そして第3節に、宮地の環状島モデルを参照し本稿における調査対象者の語りに対する分析概念を提示する。

1. 「当事者」とは誰か

当事者論は、社会学、社会心理学、教育学など様々な学問領域や視点から議論されている学術領域である。その先鞭をつけたのは中西正司と上野千鶴子による『当事者主権』であろう。同著において両者は社会学の視点から当事者論を展開し、「当事者」を社会のシステムやマジョリティから抑圧や排除を受けることで「ニーズを持った人々」と定義した[中西・上野 2003:3,10]。ここでいう「ニーズ」とは、欠乏や不足のある状態を指す。そして、ある人が「そうではない新しい現実をつくりだそうとする構想力を持ったときに、初めて自分のニーズとは何かがわかり、当事者になる」としている[中西・上野 2003:3]。さらに、そうした過程を経て「当事者」となった者が自らの「ニーズ」に対して行動や自己決定をする際は、必然的に既存の社会にある公共性やシステムが問われることになる[中西・上野 2003:17-18]。

つまり、両者の議論において「当事者」足りうる資格は、当人の主観的な認識に委ねられていると言える。また、同一の社会的カテゴリーに属する個人が全て「当事者」になるのではない[関水 2011:110]。あくまで「当事者」たる「ニーズ」を引き受けることが可能であれば、「新しい現実」を創り出す主体としてその問題における立場を明確にすることができるのである。その点で、誰でもその問題においての「ニーズ」さえ引き受けることが可能であれば、「当事者」を自認して「当事者」と成り得るとも読み取れる。

しかし、実際はそう単純な議論ではない。なぜなら、その「ニーズ」が当人の経験に由来するものだからである。つまり、戦争体験であれば戦争体験を持つもの、そして本稿で扱うハンセン病であればハンセン病の罹患経験を持つか、親族にハンセン病患者を持つ経験を持つものしか「ニーズ」を引き受けられない。そうした意味で両者の当事者概念における「当事者」の定義は限定的である。

また両者は、これらの認識をもとに「当事者学」を提唱する。そして両者は、当事者学を「ニーズ」に対して社会を変革するのは研究者やその他の「非当事者」による客観的な議論や実践ではなく、「ニーズ」を持つ主体としての「当事者自身がみずからの経験を言語化し、理論化」する実践であるとした[中西・上野 2003:16]。つまり、「当事者」のことは「当事者」が一番理解しており、その個別具体的体験から社会システムの変革を問う運動をすべきだと解釈できるだろう。そして両者は当事者運動論を展開し、「当事者」の手による「ニーズ」の解決、とりわけ福祉領域における「当事者」の自己決定権の尊重を主張した[中西・上野 2003:82-94]。

中西と上野の当事者概念は、その限定的な当事者性を主軸に議論を展開してきたと言えるだろう。そして、その議論の帰着は「当事者」による「当事者」のための当事者運動にあった。だからこそ、他の誰のものでもない「ニーズ」を引き受ける「当事者」が自己決定権を持ち、社会に「新しい現実」を構想していくという運動論には一定の説得力がある。そして確かに、個別具体的な「ニーズ」を引き受ける「当事者」自身の運動が社会の認識を変革してきた事実も否定できない。実際にハンセン病差別問題においても全国ハンセン病療養所入所者協議会(全療協)やその前身の全国癩療養所患者協議会(全患協)などの「当事者組織」による種々の運動は、当事者運動の形を成していた。そして確かに彼ら/彼女らの戦後のプロミン獲得運動やらい予防法闘争は、敗北もあったが相当なエネルギーを持って展開されてきた[有蘭 2017:157]⁽⁷⁾。

一方で中西と上野の当事者概念において「非当事者」はその問題に関与する余地を持ちえないとも見ることができる。そして、中西と上野の「当事者」の定義に則って議論を展開するならば、その問題は「当事者—非当事者」という二項対立の構図によって語られることになりかねない[平野 2012:100]。つまり、そこにはニーズを引き受ける主体としての「当事者」か、ニーズを引き受けることができない、もしくはニーズを認知しない「非当事者」しか存在しないという事である。

2. 「当事者－非当事者」という二項対立の再検討

中西や上野の展開した当事者概念は当事者運動論や福祉領域での実践において一定の価値を有していることは明白である。しかし、それは「当事者のみが問題を解決する主体である」という危険な言説に繋がりがねない。本節では、その危険性を「当事者－非当事者」の二項対立において捉え、批判的に再検討すべく論を進める。

まず、豊田は社会通念上の当事者概念を「任意の社会問題に対する当事者は、その問題と自らとの間に何らかの接点（関係）が存在することをもってその当事者性を立証することができる」[豊田 1998]とする。そして、社会の構成員がその問題に関与があるかないか、強いては関心があるかないかに関わらず、その動向はその問題に影響を及ぼすとする[豊田 1998]。豊田の議論は、前節までに確認した限定的な当事者性の解体への志向が根底にあると言えるだろう。そしてその「当事者の問題は当事者しか理解しえない」という「当事者幻想」が問題の本質と社会構成員の社会的責任を曖昧にすると断じる[豊田 1998]。豊田の議論は、上野らが定義した「ニーズ」の主体として当事者を規定していない。そして構造的にその問題が存在している社会の構成員であるならば、必然的にその問題の当事者たり得るとする主張と読み取れるだろう。また、豊田は、社会問題における「当事者－非当事者」という二項対立的な当事者性のあり方に一石を投じ、その問題の責任を社会全体で共有することを要請する。またその問題における固有の経験に対して尊重のまなざしを向け、いたずらに経験の個別性を貶めることは意図していない。つまり、固有の経験を持たない「非当事者」を「社会的責任」を媒介に、その問題のフィールドへ組み込み入れようとした試みと評価できるだろう。

また野崎は、その問題において「本人」とそれ以外の「関係者」全員を「当事者」と規定し、「当事者とは誰なのか」という問いにおける当事者性の整理を試みた。ここでいう「本人」とはその問題における固有の経験を有している者を指す。そして「本人」の経験や感情は、その個別性から誰にも否定できない「重み」を持っており、その存在自体は無条件に承認されるべき語りであるとする[野崎 2004:80-82]。また、「関係者」は固有の経験を持たないものの、支援や援助など「本人」やその問題に対して何らかの関与を持つ者を指す。野崎は、「関係者」という視点を社会問題に適用することで、「当事者－非当事者」という二項対立の間にいる人々を位置づけようとしたと言

えるだろう。そしてこの「関係者」という視点が、社会の構成員全てを「当事者」と規定する豊田の議論と異なる点である。

野崎の試みの根底には、当事者概念において混乱を招きやすい「当事者」の3つの捉え方に対する区別がある。その3つの捉え方は、第一に「個別性・排他性」をもつ「当事者」に対するまなざし、つまりその問題は「あくまでその本人にしかわからない」という捉え方である。そして第二に「ニーズに基づく共通性」を持つ「当事者」、つまり何らかの医療・福祉サービスを受ける主体として、サービスの提供主体に対する主張や自己決定の権利の規定要因としての捉え方である。この点は上野らの議論と通ずるものがある。そして第三に、社会問題に関係する「自己の再定義」という捉え方である。これは、その問題において、その社会に属する人々すべてがその問題に対する何らかの責任を負っている、という言説に関係する。つまり、その問題において誰が被害を受ける「本人」なのかという問いと、その問題を解決する責任は誰にあるのかという2つの問いに対する当人の立場を明らかにする視点である[野崎 2004:75-77]。

しかし野崎は、自身が障害を有する研究者として、研究や言説において他の「本人」たちの個別具体的な経験や感情を一般化し代弁することの倫理的危険性を指摘する[野崎 2004:78-80]。そして、「当事者」全員がその危険性に注意を払いながら、唯一性をもつ「本人」の語りの「重み」を尊重しつつ、それを無条件に正当化することのない批判的な関係性が成立しうるかという視点から、当事者性の再検討を提示した[野崎 2004:83-85]。

野崎の議論は、「個別的・排他的」なもの、つまり「当事者のみが問題を解決しうる主体である」と主張しうる危険性をはらんだ当事者概念に、「関係者」という存在を組み入れた。その点で「当事者－非当事者」の二項対立的な枠組みの批判的な検討において一定の価値を有していると考ええる。しかし、議論の中心はあくまで「本人」たちの語りをいかにその問題において扱うかという視点であり、「関係者」がいかに関与するかには主眼が置かれていない点では、議論を発展させる必要があるだろう。

平野は、野崎の議論の「関係性としての当事者性」を引き継ぎ、発展させることを試みた。そして高校生エイズ・ピア・エデュケーションの実践事例を取り上げ、「学習者」＝「関係者」と「当事者」＝「本人」の関係性を、対話をキー概念とした当事者概念の考察を試みた[平野 2012:102]。

平野は、当事者性を、「他者と関わる実践と対話を通じて、つまり関係性において育まれる、『生きにくさ』を生み出している世界のあり方に自覚的になる態度や志向である」と結論づける[平野 2012:117]。そして当事者性の獲得には2つの条件があるとした。第一の条件は、「本人」と「関係者」が、例えば教育者—学習者や援助者—非援助者という抑圧性、権力性、啓蒙性に満ちた関係性に留まらず、対話的な関係性になり得ているかである。そして第二の条件は、その対話を継続的に行う中で、「関係者」が内省的な問いを持ち、他者との関係性を変容し続ける主体となり得ているかどうかである[平野 2012:117-118]。つまり、固有の経験の絶対視による「本人」と「関係者」の関係性の固定化は、「関係者」の当事者性の獲得には繋がらないと解釈できる。

平野の対話を視点とした「本人」と「関係者」の関係性は、本多の「具体的他者」の議論と通ずるものがある。本多の事例では、支援ボランティアが「具体的他者」としてハンセン病者を認識し関係性を形成していく過程で、自己との内省的対話を繰り返し、自らが生きる生活世界とハンセン病者の結節点として療養所を認識するようになった過程が示されている[本多 2005:74-84]。この過程ではもちろん、支援ボランティアとハンセン病者は支援者—被支援者という一方向の権力性を帯びた関係性ではなく、対話を通じた双方向性を持つ関係性であることは想像できる。そして平野と本多の議論を敷衍すると、その社会問題を解決するためには、「非当事者」がその問題を知ることによって「関係者」となり、自身の生活世界や「本人」との対話を通じて、他者との関係性を構築していく過程を構成する必要があると言えるだろう。

もちろん社会問題全般にこの議論を適用するのはいささか議論を要する。しかし、野崎は障害者、平野はエイズ、そして本多は本稿でも扱うハンセン病差別問題と、どの論者も差別・排除といった文脈で語り得る問題を扱った。その点を鑑みると、筆者は本稿においてもこの議論を適用できると考える。

以降、本稿では平野の「関係性としての当事者性」を持つものを「関係者」と定義し、議論を展開する。そして本稿で扱うハンセン病差別問題における個別具体的な経験を持つ者を「本人」と定義し、対照的に同問題を認知せず関与も持たない者を「非当事者」として定義する。

3. 「関係者」はいかに「関係者」になるのか

前節では、「当事者—非当事者」の二項対立的な捉え方を批判的に再検討するために、野崎の議論を中心に当事者概念の先行研究を概観した。そして、社会問題の解決のためには「関係者」の、その問題において個別具体的な経験を持つ「本人」や自己の生活世界との内省的対話が重要であることを確認した。

それでは、「関係者」はいかにして「関係者」となるのであろうか。また、ある人が「関係者」になることはどのようなことであるか。本節ではその問いについて、宮地の環状島モデル(図 1)の議論に基づき整理を試みる。

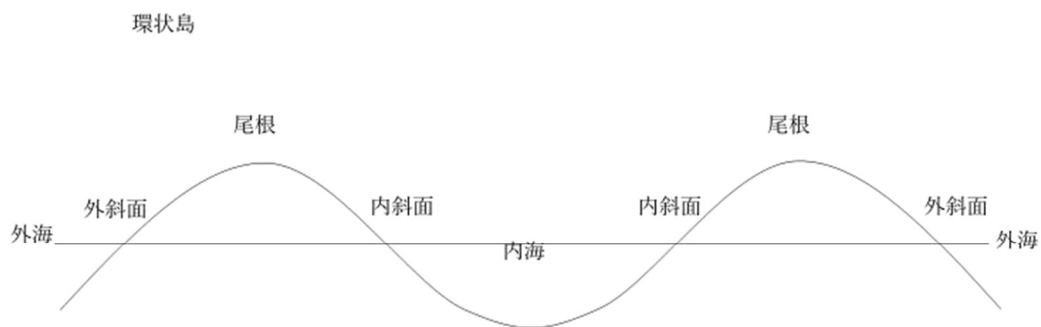


図 1 宮地による環状島モデル

([宮地 2007:10]より筆者作成)

宮地は環状島モデルを用いて、ある社会問題における人々の位置と関係性を、その問題における発言力とトラウマの二つの変数によって説明した。宮地はこのモデルにおけるトラウマの定義を、「多くの人々が命を奪われ、多くの人が打ちのめされ、たとえ生き延びてもその圧倒する暴力的な記憶」であるとする[宮地 2007:3]。つまり環状島モデルは、ある社会問題において、あらゆる人々がトラウマという個別具体的な経験を軸にその問題にどのように関与しているかを説明するものと解釈できる。

宮地のモデルを用いて、その問題における「本人」と「関係者」、そして「非当事者」を説明すると以下ようになる。まず「本人」は、内海から尾根に至る内斜面にいるものを指す。そして内海にいる「本人」は、尾根の外側に存在する差別・排除を恐れ外界へと歩みを進めないか、すでに死亡し語るができない者である。そのため、「関係者」が関わりうる「本人」は、内斜面を登り、尾根の付近まで歩みを進めているものと言えるだろう。そして「関係者」は外界から尾根に至る外斜面を歩く者を指す。外海から外斜面への上陸は、その問題の存在を認知し何らかのレベルにおいても関与をする行為によって可能になると言える。その点では、その問題を認知していない者は「関係者」ではなく「非当事者」であり、当事者性を持ち得ていない者である。

宮地がその問題における人々の立ち位置を環状島という地形的表現を用いる説明する理由は、「トラウマが語られる、もしくは表象される空間は中空構造である」[宮地 2007:9]という認識に基づいているからである。すなわち、「トラウマのまっただ中にいる者は声を出せないし、生き延びることのできなかつた死者が証言することはいできない」[宮地 2007:9]のである。そして、そのトラウマについて語り得る者は環状島の陸地のどこかに位置するとする[宮地 2007:10]。

宮地は、環状島には「重力」と「風」の二つの力が働く表現する。「重力」とは「トラウマが持つ持続的な影響力、被害を受けた個人にもたらされる長期的なトラウマ反応や症状」[宮地 2007:27]のことを指す。その「重力」は、環状島の斜面を登ろうとする動きに反し、内斜面から内海へ、外斜面から外海へ人々を押し戻す形で作用する。そして「風」は、「トラウマを受けた人と周囲との間で巻き起こる対人関係の混乱や葛藤などの力動」[宮地 2007:28]のことを指す。その「風」は「本人」同士の被害の重さ比べや、「関係者」同士のその問題への知識比べなど、環状島に立つものの当事者性を揺らがせる形で作用する。つまり、その問題において人々は、「重力」と「風」の二つの力にさらされ、発話力や当事者性に揺らぎを感じながら環状島に立っているのである。

また、環状島の内海や島を取りまく外海の「水位」は変動している。「水位」とは、「トラウマに対する社会の否認や無理解の程度」[宮地 2007:32]を表している。「水位」が高い状態は、その問題に対する外海側の人々の興味が乏しい状態であり、環状島に立つ者の発話力は奪われる。すなわち、その問題が解決された状態は、「水位」が下がり環状島の外斜面の裾野が広がることで、外海のより多くの人々がその問題を認知し

関心と理解を寄せている状態と言えよう。そして、「水位」を下げるきっかけは環状島に立つ「本人」の運動や「関係者」の支援や啓発活動にある。

さらに宮地は環状島に立つ者は常にポジショナリティが問われ、それは内斜面にいる「本人」から外斜面にいる「関係者」への問いかけとして表れるとする[宮地 2007:129]。内斜面に立つ「本人」はそのトラウマから環状島を立ち去ることは出来ない。一方、外斜面に立つ「関係者」は、その問題におけるトラウマを有していないため、自身の判断で環状島を立ち去ることもできる。つまり、その非対称的な関係性によってポジショナリティへの問いかけが表れるのである[宮地 2007:131]。

そして、その問いかけはしばしば「関係者」にとって、「本人」からの疑いや拒絶といった形で現れる。そこでは「関係者」のその問題に関わる理由やいきさつ、問題への理解度、発話の正しさなどが問われる[宮地 2007:130]。それはある種、上野らの「当事者主権」の概念とも通じており、外斜面より外側のマジョリティによってその問題が定義される、発話の機会を奪われることへの恐怖や疑いによって引き起こされるのである。そして、ポジショナリティへの問いかけは前述の「風」となって、外斜面に立つ「関係者」に押し寄せる[宮地 2007:136-137]。そして、ある「関係者」はその作用に耐え環状島に留まるか、外界に押し流され「非当事者」になるかの選択を迫られる。また、その「風」は外界にいる「非当事者」、とりわけその問題における加害者たる者には向かわない[宮地 2007:134-136]。そもそも加害者はその問題において当事者性を自覚しないからである。そのため、加害者にはその問題における「本人」らの声は届きがないのである。以上が宮地の環状島モデルの概説となる。

宮内は、環状島モデルを「<当事者>をめぐる状況を理解し、説明する」上で有効なモデルとして評価した[宮内 2010:186]。そしてその理由として「<当事者>自身を含む周囲の状況をプロセスを含めて俯瞰できる」点と「<当事者>自身の変容を中心として、それらのプロセスもおさめられた上での説明モデルである」という2点を挙げた[宮内 2010:187]。宮内の議論における<当事者>とは野崎の定義においては「本人」にあたる。しかし、本稿では野崎が提唱し平野が「関係者としての当事者性」として定義づけた「関係者」もその問題における当事者として扱うことを既に確認した。それを踏まえて、本稿では次章で扱う若者たちの語りを宮地の環状島モデルを用いて考察したいと考える。

4. 「ハンセン病差別問題」における人々の立ち位置

それでは本章の最後に、ハンセン病差別問題に関与する人々を宮地の環状島モデルを用いて説明を試みたい。まず、実際にハンセン病を罹患した経験をもつハンセン病者はハンセン病差別問題の尾根の内斜面に位置している。また、国家の隔離政策によって差別・偏見の被害を受けているハンセン病者の家族らも同じ領域に位置していると考えられる。つまり、本稿において「本人」とは彼ら/彼女らことを指す。

そして、その「本人」のうち、差別・偏見を恐れ尾根の外側と接点を持つことを避ける者や、既に死亡した者は内海の深くに位置し、尾根の外側へ語る機会を持ちえないため、後述の「関係者」と関わりを持たない。

「関係者」は、尾根の外側に位置し、外海から尾根に至る外斜面の間を往来している。彼ら/彼女らのうち尾根に近い者は、同様に尾根に近い「本人」やその家族と交流を持ち、何らかの実践をしている。そして程度に差はあれ、何らかのレベルにおいて自身の生活世界とハンセン病差別問題との接点を持ち続けていると筆者は仮定する。つまり、本稿における調査対象者の若者はこの「関係者」にあたる。

また、外海に位置し環状島に上陸していない者は、そもそも同問題を認知していないか、無関心な「非当事者」である。その点でハンセン病差別問題と何の関与も持たない存在として、「関係者」と明確に区別したい。しかし、「関係者」と「非当事者」は決して不連続ではない。なぜなら同問題において固有の経験を持ちえない者は、誰でも最初は「非当事者」だからである。そして何らかの接点を持ち、同問題を知ることと環状島モデルにおける外界から外斜面へ上陸し「関係者」となる。

それでは次章において、「関係者」たちの語りから彼ら/彼女らがどのように環状島に上陸し、外斜面を往来しているのかを見ていきたい。そして、その過程でどのような学びや経験を得ているかを描き出したいと考える。

第4章 若者と「ハンセン病差別問題」

1. インタビュー調査の概要と対象者のプロフィール

ハンセン病差別問題において、病の経験を「本人」以外が代弁することはできない。そして、その個別具体的経験を絶対的価値とするならば、同問題を語り得るのは「本人」のみであろう。しかし、「関係者」としての当事者性を実践の俎上に載せた時、「本人」以外の者が同問題を語り得る余地が生まれる。そしてその余地は社会問題として同問題を捉え、解決へと向かう際の原動力となり得るだろう。

それでは、ハンセン病差別問題に関わる者は、同問題に対してどのような認識を持っているのであろうか。また、同問題の存在を認知した後、彼ら/彼女らはどのような関与を経てきたのか。そして、なぜ彼ら/彼女らは同問題に関与するのであろうか。

ここからは、筆者が2020年12月に実施したインタビュー調査を基に分析を進めていく。調査対象者は、6名の大学生(男性1名、女性5名)である。以下では便宜上6名をA~Eのアルファベットで表記し、その語りに現れる個人名は別途仮名で表記した。また、同様に

語りに現れるハンセン病療養所名は「〇〇園」などと表記した。これは、入所者を示す仮名と療養所名から個人を特定されないためである。

なお、調査対象者のプロフィールは以下の通りである。

表1 調査対象者のプロフィール

名前	年齢	性別	居住地	補足事項
A	22	女性	東京都	月に1~2回程度ハンセン病療養所を訪問する。中国のハンセン病回復者定着村への訪問経験を持つ。現在は、学生中心のハンセン病意見交換会を主催している。
B	23	女性	神奈川県	月1~2回程度ハンセン病療養所を訪問する。中国のハンセン病回復者定着村への訪問経験を持つ。

C	20	男性	愛知県	年に 5~6 回程度ハンセン病療養所を訪問する。インドネシアのハンセン病回復者定着村への訪問経験を持つ。現在は、ハンセン病差別問題に取り組む学生団体の代表を務めている。
D	23	女性	東京都	月に 1~2 回程度ハンセン病療養所を訪問する。○ ○園内にある食堂でのアルバイト経験を持つ。
E	21	女性	東京都	年に 3~4 回程度ハンセン病療養所を訪問する。

そしてインタビューは以下の質問を基本に、半構造的に調査対象者の語りを掘り下げた。

- ・「ハンセン病」というテーマに触れたのはどんなきっかけにありましたか？
- ・初めて触れたあと、どのような行動を重ねて知っていききましたか？
- ・触れていく中で感じたこと、考えたことはありますか？
- ・触れる前と触れた後で変わった感じ方とか考えはありましたか？
- ・ハンセン病差別問題に何を学びましたか？
- ・ハンセン病差別問題に関わる理由は何ですか？

2. 「ハンセン病差別問題」に関わるきっかけ ―ハンセン病に興味はなかった―

多くの若者がハンセン病差別問題について問われた時、「よくわからない病気」などといった感想を抱く。社会問題に明るい者でも、現在であればコロナ禍に対する言論でたまに目にかかる程度のものであろう。さらに、日本ではすでに新規患者がほとんど出ておらず、また「らい予防法違憲国家賠償請求」から 20 年近く経とうとしている。その点でハンセンが若者たちの目に新聞やメディアでたまに見かけるよくわからない病気として映るのは無理もない。

またインタビューにて若者たちは口々に「ハンセン病に興味はなかった」と語った。しかし彼ら/彼女らは、定期的にハンセン病療養所を訪れるなどの実践を重ねている。それはハンセン病に関して何らかの関心を寄せていることの表れであろう。その点を踏まえ本項では、若者たちが同問題を認知したきっかけにまつわる語りを提示して、後につながる語りの開始地点を見ていく。

ハンセン病差別問題に関わるきっかけは様々である。A、B、C、E は海外でボランティアをしたいと考え参加した団体でハンセン病と出会った。そして実際に A と B は中国、C はインドネシアのハンセン病回復者定着村でボランティアを経験している。また、E も現地へ訪問しようとしたが、新型コロナウイルス感染症の影響で渡航を断念せざるを得なかった。彼ら/彼女らは団体に加入する前後の新入生歓迎会等で活動の説明を受け、その中でハンセン病という語を認知した。B、C、E は新歓にてハンセン病について説明を受けたことがきっかけとなった。新歓では、一般的にハンセン病の医学的説明や対象国での現状、日本での歴史的経緯などが説明される。

また、A は国立ハンセン病資料館(以下、資料館)を訪れることがきっかけとなった。国立ハンセン病資料館は、豊富な資料を用いて来館者にハンセン病史を伝える施設である。また、「本人」らの証言映像が保存・公開されており、彼ら/彼女らの講演会も定期的に開催していることから、歴史的事実と「本人」らの個別具体的経験の双方からハンセン病差別問題を学べる施設となっている。筆者も常日頃から、ハンセン病差別問題に触れ始めた友人を誘って訪問している。

そして D はハンセン病療養所を訪れ入所者と出会ったことがきっかけだった。本項では主に A、B、C、E の新歓での説明や資料館訪問の時の語りに焦点を当て、D の語りについては入所者と出会う契機にまつわる語りとして次節にて扱う。

A はハンセン病という語に触れたきっかけを以下のように語る。

筆者：ハンセン病(差別問題)に関わるきっかけは？

A：「もともと中国に留学していて、帰ってきてからも中国でボランティアしたいなって思ってたのが FI(FIWC 関東委員会)で、その FI が中国(ワーク)キャンプでたまたまハンセン病やってたから、ハンセン病を学び始めました。」

筆者：たまたまハンセン病ってこと？ハンセン病ってびっくりしない？

A：「別にあんま、もともと留学してた時に農村地区のボランティアとかに参加していたから、そういうところにハンセン病の人たちって住んでるんだなあってくらいで、そこまで。ハンセン病って言葉自体知らなかったけど、そこまで驚きはしなくて中国に行きたいって方が勝ってた」。

筆者：中国に行ければどうでもよい？

A：「最初はそうでした。ハンセン病はどうでもよくて中国にいければいいから。そんなことやってんだって、だからちょっと勉強してみようかなって、最初は入りました。だから、全然興味なかった。中国に行く口実です。」

A はもともと中国に留学していた経験があり、そこで学んだ中国語を活かし帰国後も中国に関わり続ける活動を探していた。そして旅行やインターンなど数ある選択肢の一つとしてワークキャンプという形のボランティアを選んだ。ボランティアであれば共に活動する現地の中国人と密接なコミュニケーションを取ることができ、中国語の会話レベルを高められると考えたのが決め手であった。そして中国のハンセン病回復者定着村でワークキャンプを実施する FIWC 関東委員会に連絡した。しかし、彼女の興味の中心はあくまで中国でのボランティアであり、彼女にとってハンセン病差別問題とは、中国に関わり続ける口実であった。

その後 A は FIWC 関東委員会に連絡した後、当時の中国でのワークキャンプを主催していた先輩に〇〇園に誘われ訪問した。そして、ハンセン病に関する説明を目的に資料館を訪れることとなった。

A：「最初、真海子さんが連絡してくれて、『興味あるなら一緒にハンセン病療養所行ってみない？』って誘われて。初めて真海子さんと C さんに会ったのがハンセン病療養所。そのときに、まゆみさん、宇野井さん、マックスさん、翼さんも初めて会った。」

筆者：資料館はどうだった？何を見たかとか覚えてる？

A：「あんま覚えてないけどこういうのもあるんだなって。本当に覚えてない。本当にその時ハンセン病に興味なかったから、とりあえず行っただけというか。その時、FI のこともいっさい説明されてないまま資料館連れてかれて、だからそうなんだって。資料館で(ハンセン病について)色々説明されていったんだと思う。」

A は、ハンセン病への興味こそなかったものの、FIWC 関東委員会や中国でのワークキャンプの説明を受けられることを期待して資料館を訪れた。しかし、そこでは活動の説明は特になく、同行者とともに資料館を巡ることとなった。そしてこの時点で

は、ハンセン病はAにとって興味のない事柄であり当時の記憶は覚えていないと回想する。

BはAの一学年上の先輩であり、Aと共に中国のハンセン病回復者定着村にてワークキャンプを実施した経験を持つ。そしてBも当初はハンセン病に興味がなく、中国で活動する要素の一つとして捉えていた。そしてBはハンセン病差別問題に触れた時、驚きはあったが怖さはなかったと回想する。

B:「なんだろうね、怖くなかった。多分、おじいちゃんの老人ホームに小学生くらいかな？結構行ってて。親も介護の仕事をしてて、昔は。だからそういう施設行くとさ、寝たきりとかしゃべれないとかの人とか全然いたし。だからそういう最初があったから、(ハンセン病の人を見た)時『ただのおじいちゃんおばあちゃんだな』っていう感覚になったのかもしれない。」

Bは、介護職に就いていた親の影響や祖父へのお見舞いの経験から、病を経験する人々と関わることに抵抗がなかった。しかし、Bが触れてきた老人ホームの人々と実際のハンセン病患者像は離れていることが窺える。

Cは、大学1年生の時にボランティア団体を探していたことがきっかけとなった。Cは高校生3年生まで野球に打ち込み、海外渡航やハンセン病差別問題のような社会問題とは無縁の生活を送っていた。しかし、野球部引退後に経験したオーストラリアでのホームステイが彼を海外での活動に誘った。そして「新しいことをやりたい」と思い海外でのボランティア活動に興味を持った。そこで一学年上の先輩にFIWC 東海員会の説明を受け、そこでハンセン病に関する話を受けた。Cはその当時のことを以下のように語った。

C:「FIに入ったのは縁でした。色々な団体の新歓に行ったんですけど、優さんがハンセン病の話をしてくれて結構覚えていて。優さんにご飯行くうちにここにしようって思いました。でもハンセン病は何だろうって謎でした。あとFIは人の好さと、活動に芯が通ってところが良かったです。わかりやすいボランティアじゃなくて、現地の人たちがこうだから動いてますみたいな

がぐっと来た。でもハンセン病ってワードはしっくりこなかったです。むしろ大丈夫なの？って思っていました。

—中略—

だからハンセン病は最初あんまり興味なかったです。今だから言えますけど。」

Cは先輩である優の話に惹かれ、FIWC 東海委員会に加入した。そしてCは、現在FIWC 東海委員会の委員長を務め、インドネシアのハンセン病回復者定着村でのワークキャンプを運営する傍ら、日本や海外のハンセン病差別問題に関する啓発活動に取り組んでいる。筆者から見ても、コロナ禍によりインドネシアはおろか日本のハンセン病療養所に赴けない状況が続く中で、オンラインでの講演会や勉強会を運営、参加し精力的に活動する様子が窺える。

現在、精力的に活動するCも当初は、ハンセン病というテーマが「しっくりこなかった」と語り、「今だから言えますけど」と苦笑を浮かべながら述懐したCにとってもハンセン病は興味の中心たり得るものではなく、優の存在とワークキャンプという手法に惹かれて活動を始めたのである。

そして「しっくりこなかった」理由を以下のように振り返る。

C:「情報はわかるんですけど、例えばい菌の感染症でとか。でもあんまり想像ができないというか。実際見てみないとわからないというか、ピンとこなかったです。わかりやすく歴史の勉強に例えられると思います。昔の事実を知ったくらいの感覚に近いと思います」。

Cにとってハンセン病とは見たこともない事象であり、インターネット等で情報を得て想像することのできないものであった。また、Cは前述の優の話から差別をしていけないものという認識を持っていたが、実態が分からないためにその理由までは把握できていなかったのである。

Eは中国キャンプにおけるAやCの後輩にあたり、同学年の友人に活動に誘われたきっかけでハンセン病差別問題と関わりを持った。その経緯を以下の様に語る。

筆者：きっかけは？

E：「私はもうみきなちゃんが中国キャンプに誘ってくれてから。そこから、中国キャンプの目的ってあるじゃないですか。ハンセン病快復村に行くことだから。そこから本当に知りました。」

筆者：最初は中国にひかれたの？

E：「中国です。2 外が中国だってみきなちゃんに言ったら誘ってくれて。だから本当は私最初ハンセン病を勉強することにけっこう抵抗があったんですよ。嫌いとかじゃなくてめんどくさい。興味ないとかじゃないけど、本当に知らなかったんですよハンセン病を。」

筆者：めんどくさいっていうのはどういうニュアンス？

E：「中国に行こうって誘われてたから、単純に海外行きたいのノリで。海外でボランティア的なことをしたいと思って、付随してきたのがハンセン病みたいな。」

—中略—

あれ、思ってたのと違うみたいなのは全然ありました。だから、ハンセン病が中心で入っていないです。」

E の場合は、ハンセン病差別問題に興味がなかったわけではなかった。E はジェンダーや性的マイノリティーの問題にも興味を持ち、筆者とも意見を交わすことがある。その点で、他のものと比べると同問題への親和性があったと言えるだろう。しかし、その E も当初はハンセン病差別問題に対して「めんどくさい」と感じていたと振り返る。それは A らと同様、海外でのボランティアに興味を持っていたからであり、同問題と関わることを予期していなかったからであろう。そして、同問題を知らなかったからこそ関与への抵抗があり、E には「めんどくさい」ものとして映ったのである。

しかし、資料館を訪れハンセン病史を知ったことで E はハンセン病差別問題に興味を持ち始めた。それはもともと差別問題に興味があったことで、ハンセン病史における差別の論理や過程を示す資料に触れる中で、自らの興味の範囲にあるものだと感じたと言う。

E：「なんか資料多いなって。私、その時は知識ゼロの状態だったんで。全然じっくり(資料)を読んじゃって。もっと見たかったんですけど時間が足

りなくて見切れなくてもっと見たいなって思ったのをすごく覚えてます。あと重監房あるじゃないですか。あれが結構印象的でした。

筆者：印象的というのは？

E：「あんなところに人いたんだって。実際、資料で見るよりああいうの(国立ハンセン病資料館にある、重監房を一部再現した展示)見た方が心に残ってるなあって。マジで真っ暗だし寒そうだと思います。」

筆者：資料館はそんな感じだったんだね

E：「すごいなあって。なんだろう、でも衝撃を受けたんですよね私。なんで自分知らなかったんだろうって。

筆者：なんで知らなかったの？

E：「そういうの(ハンセン病)に触れてこなかったんですかね。なんでだろう。ニュースとかも見なかったし、親からも聞かないし。本当にそういうのに触れてこなかったのが逆に不思議なくらいだし。知らなかったことがショックだったなあって。」

Eは資料館に展示されている様々な情報に触れ、「もっと見たい」と思うほど興味を惹かれるようになった。筆者はこの時、Eに同行し疑問点を解説しながら資料館を巡った。またEは初めて触れる情報を丁寧に読み取ろうとし、時折筆者に質問しながら時間をかけて資料館を巡っていた。そしてEはハンセン病差別問題が自らの興味のある分野にも関わらず、その存在を知らなかったことにショックを受けた。それは、自分がここまで興味を惹かれるテーマを今まで認知していなかったことへの驚きであった。そして、Eはハンセン病差別問題を「知らなきゃいけない問題」と思い、自分から学ぶ必要性を感じたと言う。それから、Eはハンセン病に関するイベントなどに参加していこうと思ったと回想する。

3. ハンセン病患者と出会う

ハンセン病差別問題と関わりを持った後、若者たちは様々なタイミングでハンセン病患者と出会う。それではハンセン病患者との出会いは、若者たちにとってどのようなものであったのであろうか。本節では、入所者との出会いにまつわる語りを提示する。

(1)情報と現実が一致した

資料館見学後にAは、同行者に連れられて入所者と出会うこととなった。その時
のことをAは以下のように語る

A:「最初は相田さんで、相田さんってあんま後遺症なかったじゃないですか。
だから怖いとかなかったと思うんですよね。でも今さんとか後遺症めちゃ
くちやあるじゃないですか。資料で見た後遺症のやつを初めて見たのが今
さんで、こういう風になってるんだなって思った。手も曲がってるし、目
も見えないし、資料でみたすべてが今さんの中にあったから、本当にこう
いう人いるんだなって思った。」

当時についてはハンセン病の後遺症について特に触れながらも、Aは怖さを感じな
かったと言う。Aは資料館の数ある情報の中で後遺症について記憶していた。そして
その情報が入所者と出会うことで現実と重なった瞬間であり、「本当にこういう人も
いるんだな」という事実認識程度の感想を抱いたのである。

一方Bは、FIWC 関東委員会の説明を受けたのち〇〇園を訪れた。そして、Aと同様
にハンセン病資料館を見学した後、入所者と出会うこととなった。しかし、当時は入
所者より同行者の印象の方が強かったと語る。

B:「ハンセン病の資料館にいった。導入だよ。キャンプ行く前だから、大学2
年生(2018年)の2月くらい。(翼君も)一緒に行ったよ。その時は、誰かに会
って。その時の印象がおじいちゃんおばあちゃんよりたけし君の方が強くて。
下駄履いて来て汚ねえって思った。爪が長かったし。でもこの人、(入所者の)
畑の手伝いしてて、『仲良いんだ』って思った。」

この時点でのBにとっての入所者は会ったことのない他者であり、またこれから知
ろうとしている他者であった。そして資料館では、ハンセン病の症状に特に興味を
示し、病気によって身体にどのような変化があるかをメモに残していたという。Bは、
ハンセン病を理解するためには、まずその症状を理解することが優先であった。そし
てこの時点でCは「歴史」は徐々に学んでいける』と考えており、資料館の数ある情

報の中で症状の様子に着目したのであろう。また、語りにあるたけし君は筆者や B と同世代の若者である。B にとっては、その若者が自らの知り得ない、そしてこれから知ろうとしている他者としての入所者と仲良く関わっていることがある種新鮮に映り記憶に残っているのであった。

(2)差別経験を知る事がハンセン病を知る事だった

一方 C は、インドネシアのハンセン病回復者定着村でのワークキャンプから帰国後、△△園を訪問した。その動機は、ワークキャンプにて直に現地のハンセン病回復者に触れたことにより、彼ら/彼女らをより理解するためにハンセン病について「もっと知らなきゃ」と思ったことにあった。筆者は C が△△園を訪問した際に C と初めて出会った。そして、C は△△園での経験が C の実践における転換点となった回想する。

筆者：△△園はどうだった？

C：「△△園の話はあまりしてこなかったんですけど、ある意味一番ポイントになった時だと思います。知らなきゃいけないっていう使命感が強くて、実際に色んな人に会ったけどそこまで日本のハンセン病の人の話が響かなかったんですよね。正直に言うと、誰かの家に行ったときにあんまり楽しくなくて、差別体験を聞き出したかったのに話がずれて行ってなんか違うみたいな。(その時は)その人のことを想像できなかったし、病気だった人として接してしまって、いわゆるインタビューしてるみたいな感じで、なんか違うなって。翼さんと公民館で誰か(洋七さん)と話したとき、翼さんは当時の囲碁将棋がどうだったとか聞いてたけど、僕は差別体験を聞きたいから、(翼さんは)何を聞いてるんだろって思っていました。甘い考えというか、その人の生き方とか心境にまで興味がいかなくてつまんなかったというか。(僕は)インドネシアの村人との関わりを知ってるから、逆に日本人との関わりが遠く感じて。向こうからしても(僕たちは)訪問者みたいな。だからあんまり楽しくなかったというか。だから結局、自分は本当にハンセン病に興味あるのかなとか思いました。

ハンセン病の人として見てしまったのが良くなかったと思います。ハンセン病っていう見方がキャンプの時より強くて、インタビューみたいなことをしようとしてたというか。」

筆者：差別の話しか聞きたくないみたいな雰囲気してたよね。だから洋七さんのところに誘った気がする。全然、俺ハンセン病の話聞かなかったでしょ？

C：「差別を知る事がハンセン病を知る事だと思ってたのかもしれないです。その点しか見えてなったというか。まじめだったのかもしれないです。一回目だから療養所のこともそこにいる人のことも全然知らないし、目的が差別を聞くことだと決めつけちゃってたのかもしれないです。

これは結構恥ずかしい話です。あまり言ってこなかったです。今だから言えるというか。(当時も)ハンセン病を伝えたいと思ってたけど、心から楽しいと思えなかったし。(僕自身が)興味あるのかなという思いもあって、ギャップがあり、もやもやというか。今はないんですけど。」

Cは真面目な性格であり、同行した筆者から見てもハンセン病差別問題の解決に対する使命感を言動ににじませていた。そして「差別を知ることがハンセン病を知る事だ」と語るように、入所者の話の文脈を差別による被害体験か否かで価値づけ、そうでなければ興味を示さない様子も見受けられた。しかし先行研究でも触れた通り、ハンセン病患者の経験は差別や偏見の文脈のみに収斂できない。そして有蘭が明らかにした通り、「ハンセン病療養所は、人権侵害の犠牲の象徴的な場であると同時に、そこに生きてきた人たちの生き方や記憶と深く結びついた『生活』の場」[有蘭 2008:111]であるのだ。つまりハンセン病療養所で入所者を訪ね、その被害体験のみに耳を傾けるという行為は、彼ら/彼女らの被害の文脈に収斂し得ない豊かな人生の経験を捨象し、潜在的に入所者らを被害の文脈に押しとどめる危険性をはらむ。

もちろん、当時の筆者はCの真面目な性格やインドネシアでの経験からくる使命感を否定はできなかった。Cは、インドネシアで出会ったハンセン病回復者定着村の人々のことを「ファミリー」と表現し、言語はわからずとも共に行動する中で彼らの人生や自らとの関係性の意味に想いを馳せ、彼らの役に立ちたいと感じた。そして、日本にいる時間、インドネシアの「ファミリー」のために出来ることを考えた結果、日本のハンセン病療養所を訪れハンセン病に対する理解を深めることを目指したのである。その点でCは差別体験を聞くことをハンセン病患者と関わる目的とし、その文脈に合わない話が続いたことで「つまんなかった」と感じたのである。

筆者は、そうしたCの様子を見てCを誘い、2人で洋七さんの所を訪問した。なぜならそれは筆者自身も陥った経験のある考え方でもあったし、その一面的な態度からある入所者と諍いになった苦い経験があったからである。そして筆者は、Cと共に洋七さんの日常を知ることを入所者を被害の文脈で理解しようとする危険性に気付いてほしいと感じ、Cと共に洋七さんを訪ねたのである。

また筆者は、上記の危険性を踏まえハンセン病者と話す際、普段から趣味や特技といった現在の日常を話題の中心にしている。Cの語り登場する囲碁や将棋の話は、事前に洋七さんの友人である別の療養所の入所者から、彼が将棋をたしなんでいたとの情報を得ていたため話題に挙げた。筆者自身も将棋を趣味にしており、戦法や勉強法について話に花を咲かせることを期待していたのである。しかし、Cにとってその会話は差別や被害の文脈ではないものとして映り、興味を惹かない話題であった。

また、Cが日本のハンセン病者と「関わりが遠く感じ」たのは、共有した時間の差が理由だった。つまり、インドネシアは2週間程度のボランティアを通じて日常を共有していたが、日本で会った入所者はそれをできていなかった。また、C自身ハンセン病療養所を訪れたのが初めてであり、入所者との関わり方を探っている状態であった。そのため、Cは日本の入所者と会話をする上でハンセン病の文脈に頼らざるを得なく、その人個人の生の在り方にまで想像を及ぼすに至らなかったと回想している。

また、筆者はそのCの入所者との関わり方を見て気になる点があった。

筆者：そういやC、(洋七さん)からもらったお茶も飲まないくらいガチガチだったし。その時、もらったものはその場で飲んだ方がいいかなと思ってたんだけど。入所者の人はあげた物を素直に食べたりすることで、俺らのことを計っていることもあるし。

C：「それは全然知らなかったです。でもインドネシアでもそういうことはあって、出された食べ物は例え嫌でもたべなきゃいけないみたいな。だから思い返すと、なんとなくもらったものを置いてっちゃいけないと思って持って帰ったんだと思います。」

入所者からもらう食べ物や飲み物を口に入れる行為は、彼ら/彼女らと関わる上で重要な意味を持つ。蘭はその行為を入所者が「病気の感染を相手が気にしているかどうか

か、そしてまた生理的嫌悪をもっているのかどうかを根本のところでは自分との距離をはかる『リトマス試験紙』[蘭 2017:25]と表現する。筆者はこの「リトマス試験紙」を通過することがある種、入所者と関わる上でのマナーであり、入所者との関係性を築き始める上での重要なコミュニケーションだと考えてきた。もちろん、当時洋七さんがそのような意図を持っていたかは定かではない。しかし筆者は、その場においてCが「もらったお茶」を飲まないということが一般的に入所者と関わる上でのマナーに反すると考えるからこそ気にしたのである。

(3)最初はトラウマだった

一方Dの場合は、ハンセン病差別問題と関わる直接のきっかけも含め、興味を持たないまま誘われて赴いた場であった。DはもともとA、C、Eらと同じFIWC 関東委員会に所属していたが、彼女が参加していたネパールでのワークキャンプはハンセン病とは関与していなかった。そしてDは、タイに日本語教師として赴任する前にFIWC 関東委員会と入所者が主催する〇〇園のお花見に誘われるまま参加した。しかしDはトラウマとなる経験をした。Dは当時の出来事を以下のように回想する。

筆者：ハンセン病と関わったきっかけは？

D：「川村さと子さんに会ったのが一番初め。タイに行く前に〇〇園のお花見に誘われて、自分はハンセン病のこと興味はあまりなくて、お花見を楽しもうと思ってた。で、早く来たからお花見する前に療養所の人に会おうという事で、川村さと子さんに会った。でもそれがトラウマで、私ハンセン病やれないなと思ってタイに行った。」

筆者：川村さと子さんと会った時は何があったの？

D：「川村さと子さんに言われた言葉と、自分の態度にショックを受けた。私は、ハンセン病の人は身体に症状が出てるのは知ってたけど、当事者の人にはあったことなくて。でも、私は差別とかびっくりした顔とかしないだろうと思って川村さと子さんに会ったのね。でも川村さと子さんは言い方悪いけど口の端が切れてて、よだれが出てる状態だったり、手が明らかに曲がってたりしてて、色々好意でお茶とかティッシュとかを渡してくれるけど全部濡れてるわけで。手も震えてるし、私握手とかしていいのかなって、握手したくな

いなくて。それで私、顔にすごく出るタイプだから顔がびっくりしてたみたいで。その時に、川村さと子さんが「気持ち悪いよね」って言って。私は気持ちでは差別しないとか思ってたけど、顔に出てるって指摘されたのが、トラウマになっちゃって。謝ってはないけど、まともに川村さと子さんとしゃべったのが初めてだったから、皮肉みたいに言われて『そんなことないです』って言ったけど、それがトラウマだった。それで怖いってなった。今でも泣いちゃうくらい。

だから衝撃体験があって、これは触れちゃいけない領域だと思って離れたのが最初。療養所の人って、色んな人と関わって見透かしてるからこそ言うんだなって。それが自分の中では怖いなって思った。最初がそれだとしんどい。じわじわと。」

ハンセン病療養所の入所者は、園外の他者の態度に敏感であると言われている。それは、他者の否定的な態度や言動にさらされる被差別体験によるものであろう。Dは、初めて会った入所者との交流の中で彼女に本心を見透かされるような体験をした。そして、会う前に抱いていた差別や偏見に対する考えとは異なる自らの差別感情に気づき、その場では否定したもの受け止めきれなかったのであろう。この体験がトラウマとなり、Dは一度ハンセン病差別問題から距離を置くことにした。

そうした経緯を経て一度ハンセン病差別問題から離れたDであったが、再び関わり始めるきっかけとなったのも他の入所者との出会いであった。

D：「もう一回〇〇園のお花見に参加した時に林田さんに会った。川村さと子さんの時は一方的に話されてトラウマだったけど、林田さんはちゃんと一学生として対話してくれたから面白くてうれしくてトラウマが和らいだ。あとはCとかと一緒にいこうよって誘ってくれたから行ってみようと思って□□園に行った。それで小川さんに会った。小川さんに会ったことがトラウマを緩和させて、私もハンセン病という問題とか当事者の人に関わっていいんだなって思えて関わるようになった。」

D は親しくなった入所者のことを「林田さん」という様に名字で呼ぶ。そして対照的に親しくできなかった入所者を「川村さと子さん」という様にフルネームで呼ぶ。川村さんの時には築けなかった関係性を、林田さんや小川さんといった別の入所者と築けたと感じたことで、再び関わりを持ち始めようと思えたのである。□□園での経験は次節にて記述する。

4.日常を共有する ―「おじいちゃん」、「おばあちゃん」―

ハンセン病差別問題に触れ入所者と出会った若者は、入所者のことを「おじいちゃん」、「おばあちゃん」と呼び表現する。そして、そう呼称するまでの変遷は度重ねて訪れたハンセン病療養所で彼ら/彼女らと日常を共有することにあった。本節では若者が訪れた療養所ごとに語りを区切り提示する。

(1)□□園にて

□□園は筆者が年 10 回程度訪れてきたハンセン病療養所である。調査対象者の若者は、すべて筆者とともに□□園を訪れ、入所者と時間を過ごしてきた。□□園では懇意にしている入所者との交流を主要の目的としている。訪問初期は若者の語りに登場する小林さんの農作業を主に手伝い、それ以外には桜の花見や梅酒づくり、除夜の鐘撞など季節ごとのイベントを入所者と共に毎年開催してきた。また、同じく語りに登場する中村さんにはハンセン病に関する講演会や□□園の説明などを依頼し、ハンセン病差別問題に対する理解を深めてきた。そして筆者らが訪問した際は必ずその日あった入所者を夕食に誘い、共に食卓を囲む中で交流を深めている。

A は○○園を訪れた後、B や筆者と共に□□園を訪れた。そして、中村さんや小林さんと出会った。A は、彼ら/彼女らを「普通のおじいちゃん、おばあちゃん」と表現する。

筆者：□□園はどうでした？

A：「小林さんと牛丸さんに会ったじゃないですか。本当に普通のおじいちゃん、おばあちゃんだと思いました。」

筆者：普通のおじいちゃん、おばあちゃんというのは？

A：「後遺症とかもあんま目立たないし、手とかあるかもしれないけど。普通にしゃべってくれるし、テレビとか見るし、世間話するし、何も変わらないなあって。話していけば普通のおじいちゃんみたいだと思う。でもたまにハンセン病のこと話してくれる時に、このおじいちゃんおばあちゃんたちはそういう人生歩んできたんだなって垣間見るくらいだから、普通のおじいちゃんおばあちゃんだなと。」

A は、〇〇園で入所者と出会った際も後遺症の有無や程度を入所者の印象の枕詞として使った。そして□□園で出会った入所者にもその枕詞を使う。しかし、それは A にとっては最初の出会いの印象でしかなく、共に時間を過ごす中で「普通のおじいちゃん、おばあちゃん」という印象に変わっていった。なぜなら、A が入所者と過ごす間に行われる、テレビ勧奨や食事は A にとっては普段と変わらない日常であったからだ。その感覚を A は「普通におやつ食べに行ってる感じ」と表現する。そして、A は共に時間を過ごす中で現れるハンセン病の文脈にまつわる会話を、自らが知り合いとなった「おじいちゃん、おばあちゃん」が経験したものとして受け止めている。つまり A は、出会った「おじいちゃん、おばあちゃん」からハンセン病差別問題を捉えていると言えよう。

また A は、□□園を訪れる中で喜びを感じる瞬間があると語る。

筆者：□□園に行くなかで印象的なこととかある？

A：「小林さんに(A の)名前を覚えてもらってないけど、顔は一致してくれたのはすごい嬉しかったです。こういうときにこういうことしたねって話してくれて。それが嬉しいです。」

入所者と知り合った当初、若者は名前を憶えてもらえていないという状況に頻繁に会う。特に、小林さんは筆者らが頻繁に若者を連れていくために、名前と顔を覚えられないとよく話してくれる。A も当初は小林さんにとって「よく来る学生の中の一人」として映っていただろう。しかし A は小林さんと出会うたびに、前回訪問した時のことを話した。そして梅酒を共につくり、酒を交わしたことなど、小林さんと過ごした時間について繰り返し話す中で顔を覚えてもらったのである。その瞬間 A は「よく狂

う学生の中の一人」から「この前来てくれた女の子」として小林さんの印象に残ったと言える。そして、Aにとっては自らを認知してくれている小林さんの所にまた若者を連れていけることもまた□□園を訪れる楽しさとなった。

Bは□□園に年4~6回訪問しており。調査対象の若者の中ではより多くの時間を過ごしてきた。そしてBは□□園で出会った入所者とハンセン病の文脈での話をほとんどしないと語る。その理由はBの出会った入所者の関係性の築き方にあった。

B:「竹を刈って葉っぱ燃やして。この時人数が多かったから小林さんとしゃべるよりは畑やるっていうか。その時キャンプってこんな感じなのかなって。目的はハンセンとからあるけど、こうやって人と関わってやっぱ楽しいなって思えた。」

Bは小林さんの農作業の手伝いを通じて、小林さんに関わるようになった。そこでは、Bらが経験してきたワークキャンプと同様の関わり合いが生まれ、同じ作業をすることで助け助けられるような関係性を、Bら参加者と小林さんは築いていった。ワークキャンプは同じ作業をすることで、「支援者—非支援者」の関係を越えた「あなたと私」の関係性を築くことを目的とする営みである。□□園ではワークキャンプと銘打って訪問してきたわけではなかったが、ワークキャンプを経験したBは□□園での小林さんとの関わりがワークキャンプに似たものとして映っていた。そして□□園を訪問は「遊びに行くみたいな感覚」としている。それゆえBは小林さんとハンセン病の文脈ではない関わり方をしているのである。

そしてBにとっては小林さんに会いに行くことが□□園を訪れる理由になった。なぜならBにとって小林さんが共に多くの時間を共有し「仲良くなった」と感じた人だからであった。

Cは前述の通り△△園の訪問では入所者の差別体験にしか興味を持てず、また周囲の若者もそれを是としていたため、入所者を「ハンセン病の人」としてしか見ることができなかった。そして□□園では入所との関わり方に変化があったと述懐する。

筆者：□□園ではどうでしたか？

C：「入所者の人との関わり方の変化がありました。牛丸さんと一緒に手つないで散歩したり、夜に家に行ったり。不思議ですね。なんでハンセン病の人という見方からおじいちゃんおばあちゃんっていう見方になったかって、□□園に行き続けている A さんとか C さんとかの関わり方を見たからですかね。会っても牛丸さんの旦那さんの話とかして。」

□□園で C は、そこに住む入所者と散歩や食事などの日常的な行為を共有した。そして、△△園ではできなかった日常的な文脈での関わり方を、同行した A や B らの姿から学び実践することができたとする。

しかし、その日常的な時間から一転してハンセン病差別問題の文脈が現れる瞬間があった。C にとっては牛丸さんが取り上げられたニュースであった。C は、牛丸さんがニュースを見せてくれたことで、それまで「おばあちゃん」として接していた牛丸さんを急に「ハンセン病の人」として見たと言う。その日常とハンセン病の文脈の往来を B は以下のように語る。

筆者：C が言う通り、駿河では日常的な関わりから急にハンセン病という事実が現れる瞬間があって、その繰り返しなのかなと思うけどそれについてどう思う？

C：「突然ビデオを見せてくれたのは今でもよくわからなくて、難しいんですけど、牛丸さんとしても、どこか(C たちが)訪問してる意図とか、どういうことを伝えた方がいいのかを察しているというか、お互い察し合っているというか。靴下を脱がしてあげたり、一緒に人形を抱いたりというところからお互いの想いが伝わり合っているのかなって思います。わかりやすく、知ってほしいから見せたというわけではなくて。何かお互い通じ合う部分があったこそ見せてくれたのかなって。それがワークキャンプに近いものがあるなって。『あなたと私』の関係というか。説明が難しいものだと思います。」

△△園でCは、出会った入所者と日常を過ごす時間がなかった。その関係性はある種「登壇者—聴講者」のような一方向なものであり、差別体験という限定的な文脈の中で関わらざるを得なかった。しかし、□□園でCは、共に訪れる若者の関わり方に沿うように牛丸さんと時間を過ごしたことで、「ハンセン病の人」という限定的な文脈以外の入所者の姿に触れることとなった。そしてCは牛丸さんと日常の共有を経たことで、互いの意図を慮り合う「あなたと私」Bが表現したような双方向な関係性を実感した。Cにとって、双方向的な関係性の中で現れたハンセン病の文脈は、△△園で受けたものとは異なって感じられたのである。それは、「ハンセン病の人」として出会った人なりを知らない他者の差別体験ではなく、日常を共有する中でその人個人の人となりを知っている牛丸さんの人生の文脈であった。

Dは、川村さんに出会った際のトラウマが他のハンセン病患者である小川さんに出会ったことで緩和され、再びハンセン病患者と関わりを持つようになった。そして筆者やBらに誘われ□□園を訪れた。そこでは、ハンセン病差別問題に対して多様に関わる若者の姿を見たと言う。

D:「そこで色々な関わり方をしている人を知って。翼くんとかディーブに関わったりしてて。関わり方をいっぱい知った。それで牛丸さんとか中村さんとかを紹介してくれて、(川村さんの時のトラウマがあって)大丈夫かなと思ったけど、こんなこといったらあれだけど普通におじいちゃんおばあちゃんとしゃべってる感じで、いいなって。」

□□園でDは、日常の文脈から関係性を築こうとする若者の姿を見た。そして、トラウマに不安を覚えながらも参加したことで、「いいな」と思えるようになった。しかし同時にCは自らがそうした関わり方をできるかという葛藤を持つようになったと言う。

D:「でもいいなって思ったけど、何かが残ったかというところではなくて。私は翼くんたちみたいにはなれないし、BとかCとかみたいに中国にも行けないし。そこまで関われないけど、この人たち(駿河の入所者)に焦点を当

てて関わりたいなって思った。翼くんにはなれない劣等感とボカボカした気持ちで帰った。」

当初から自らのハンセン病者との関わり方について葛藤を抱えていた D は、若者の多様な関わり方を見たことで反対に自らの関わり方に対して劣等感を抱くようになった。語りでは筆者が比較対象として挙げられているが、筆者の場合はハンセン病療養所を訪れる頻度が D にとっては劣等感を抱かせた要因だった。D は自身が「いいな」と感じた関わり方が、例えば個人の性格やハンセン病療養所を訪れる頻度などに起因するものだと解釈した。そしてその関わり方を実践するためには、その個人の関わり方に準ずる必要があると感じたのであろう。しかし、同時に D にとっては牛丸さんら □□園の入所者との出会いは「ボカボカ」した気持ちを与えるものであり、他の若者に劣等感を抱きつつも関わり続ける契機となった出来事であった。その後 D は〇〇園を訪れ D なりの関わり方を模索した。その経験にまつわる語りは次項で扱う。

E は資料館を訪問しハンセン病差別問題を知らなかった自分にショックを受け、そこから主体的に同問題と関わるようになった。そして、より同問題を理解するために筆者らと共に □□園を訪問した。

E：「あの場所に行けたのがまずよかったなって思います。その駅から遠くて、めちゃくちゃ木とか植えてあって。こんな山のふちに住んでるっていうのが、まず過疎じゃんっていうか。(だから □□園に行って)本当に住んでるんだって実感できたのが良かった。」

□□園は山あいの中にあるハンセン病療養所である。最寄りの駅から歩いて 1 時間ほど、約 3km の山道を歩いた先にあり、タクシーでも 10 分ほどかかる。その □□園を訪れ実際に居住する入所者と出会った。

E：「中村さんの話とか、直接ハンセン病の回復者の方に会えたのがよかったなって。その時は、そんな深く考えてなかったですけど、今考えるときに元になるのがその時、回復者の方に会っているときの考え方だから、そこはよかったなって。」

そして、入所者と出会えたことがハンセン病差別問題に対する現在のE自身の考え方に繋がっていると言う。そして、□□園を訪れた当初の目的に触れつつ、出会った中村さんらとの交流について感じたことがあった。

E：「今だから思うんですけど、私が小鹿さんにご飯を食べている時に感じたのが、やっぱり私はハンセン病の話を聞きたかったんですよ、この時あだったかとかあの時こうだったとか、昔の話を聞きたかったんですよ。でもその人たちが求めているのってそこじゃなくて。普通の会話だったり、日常をこっちと楽しみたいって思って(Eらと)触れてくれてるんだってのを(中村さんらと)しゃべっている時にすごい感じた瞬間があって、すごい残ってて、それはしゃべないと分かんないことだったから、会えてよかったなって思いました。」

Eは当初、△△園を訪れた際のBと同様にハンセン病者の病の文脈に関する話に興味を持ち、訪問の目的としていた。しかし、共に食卓を囲み会話をする中で中村さんらがハンセン病の文脈のみでの交流を求めていることを感じた。Eはそれを「普通の会話」や「日常」と表現したが、Eにとってその文脈における交流は訪問以前に予期していたものではなかったであろう。そして食事の前に実施された中村さんのハンセン病差別問題に冠する講演会を振り返った。

E：「講演会もしてくれたけど、それ中心に生きているわけではなくて、日常はやっぱ別の所にあるから、そこを楽しく生きるというか、そのためにじゃないけど会っているというか、私たちは。というのをすごく感じました。」

筆者：なんか日常って出てきたけど、資料館の時点では(ハンセン病が)日常じゃなかったわけじゃん。でもここで急に日常ってのがでてくるのは何で？

E：「めっちゃ言葉を悪く言うと、一人の人間なんだなって。それまでは、多磨全生園いったときも資料だけじゃないですか。インタビューもあんまり見れなかったから、人っていうのをあんまり感じていなくて、自分の

中では勉強できればいいかなっていうか。でもやっぱ人なんだなって。ハンセン病になった人は人間だし、私達と変わらない人なんだなっていうのはすごい思いました。会わないと感じなかったと思う。考えればわかったと思うけど、(□□園に行ったことで)実感できた。」

そして、中村さんらを一人の「人間」として感じたと言う。資料や証言映像のみではわからない中村さんらの日常に触れたことで、勉強する対象と思っていたハンセン病が、自らと「変わらない」知り合えた人々の歴史として捉えるようになった。そしてハンセン病の文脈ではとらえきれない中村さんらの今とその背後にある差別やハンセン病療養所での生活の文脈に想いを馳せるようになったと言う。

(2)〇〇園にて

D は、□□園を訪れたことで自らのハンセン病差別問題やハンセン病患者との関わり方を悩むようになった。そして□□園を訪れた翌日に〇〇園を訪れ、共に行動したまゆみに相談した。そして自らの関わり方の一つとして〇〇園内にある食堂の店員として働くことにした。

D：「いやし(食堂の仮名)での出来事が印象的だった。いやしでまゆみさんに駿河に行ってネガティブな気持ちになってますって相談した。人(出会ったハンセン病患者)が好きだからその人たちのことを知ってなんかしたいですって。その時に、『いやしは療養所の人もスタッフも家族の人も色んな人が来るからって働いてみたら？』って言われて、いやしに関わろうと思った。その時に(いやしの店員に)鮭定食がお給料でいいので働かせてくれってお願いした。そこから毎週日曜日にいやしで働いて、終わったら相田さんのところにいったり、まさこさんが来たら抜けたりしてた。」

そして D は、いやしで店員として働く中で訪れる入所者やまゆみが懇意にしている相田さんらと関わるようになった。D にはいやしでの印象的な出来事があった。

D：「いつもそば食べるおじさんがいて、離れてる病棟にいる人だけど。名前は覚えてなくて。でもなごみのメニューにそばはないのにその人が来たらそばを出すことになってて。それで来るとミチさん(いやしの店員)がしゃべりに行っちゃうから、そこに誘われて『この子田舎から出てきて、勉強してるんだよ』って紹介してくれて。そしたらその人はぼそぼそって若いときに就職した話とか自分の経験をしゃべってくれて。小林さん味を感じたの。ちゃんと喋ってくれるみたいなの。何しゃべっていいかわからなくてがちがちだったけど。

部屋にいったまゆみさんがいて話を聞くのはあるけど、まゆみさんなしで聞いたっていうのが印象的だった。あとはいやしの従業員だったからその人は話してくれんだと思うんだよね。ただその人のおうちに行っただけなら話してくれなかったと思う。だからいやしで働けてありがたかったなって。」

いやしで働いたことでDは〇〇園の入所者と交流を増やすこととなった。そしていやしで働いたからこそ聞いた話が多くあったと言う。そしてまゆみが〇〇園を訪れた際は、仕事を抜け彼女が交流している入所者のもとを訪ねた。

D：「まゆみさんに紹介された相田さんのところによく通ってて、相田さんの誕生日を祝えたことがトップクラスにいい思い出。相田さんはいつもお菓子とかくれるんだよね。毎回行っても忘れられるけど、どこかで思い出してくれるポイントがあるのは町田さんだけで。だからいつもありがとうございますって気持ちプレゼントを渡した。

でも(相田さんは)園の人に祝ってもらうのはよくあったけど、外の人に祝ってもらったのは初めてらしくてほろっと泣いたのね。それで私もほろって来て。また来年も祝いますねって別れた。これは私が一方的にうれしいだけじゃなくて、相田さんも多分外の人が祝ってくれて嬉しかったと思うし、こういう風に人の誕生日を祝ったり、この人たちのライフストーリーを見届けられる人になれるかなって思えたのがうれしかった。

今年コロナで約束果たせなくて、お手紙書こうと思ったけどいつも忘れられちゃうから書けなかった。でもそのことはずっと忘れられないかな。

D はまゆみに連れられて出会った相田さんに自らの存在を認知してもらえていることに喜びを感じた。そして、多くの時間を過ごす中で相田さんの誕生日プレゼントを渡した。しかし、相田さんにとってそれは園外の人に誕生日を祝ってもらった初めての経験であった。そしてそれはDと相田さんにとって予期せぬ特別な経験として記憶された。Dはその経験を経て、相田さんとより深く関わりたいと思ったと言う。その2人の関係にはハンセン病者と「関係者」という関係でなく、本多の言う「具体的他者」の関係性が見て取れる。

5.ハンセン病差別問題に関わる

(1)若者たちは「ハンセン病差別問題」に何を学ぶのか

きっかけの段階ではハンセン病差別問題に興味がなかった若者は、出会ったハンセン病者と日常を共有し、具体的な関係性の中でその人個人の人生に触れてきた。また、共に同問題に関わる「関係者」の存在にも影響を受けながら、徐々にそれぞれの同問題への関わり方を探ってきた。それでは、若者たちは同問題に何を学んできたのだろうか。

Aは、ハンセン病の歴史の中で行われた人権侵害を厭わない隔離政策のひどさを学んだと言う。

A:「日本ってこんなひどい政策をしてたのか、日本のひどさを知れる。とりあえずざっくり知ってほしい、日本でこんなひどい事実があったことをもっと知ってほしい。こんなに苦しんだ人がたくさんいるのに、なかったことのようにされてるじゃないですか。だからなかったことじゃなくてあったこととして。戦争とかすごい引き継いで後世に残そうと頑張ってるのに、ハンセン病も同じくらい苦しんでる人がいるのに、なんで同じようにみてくれないのかなって思うから、いま少しでも残せたらとは思います。」

そして A は現在、高校生から社会人までの幅広い年齢層が参加する「ハンセン病意見交換会」を主催している。それは出会ってきた小林さんや牛丸さんの存在と併せて、もっと同世代の若者に日本のハンセン病差別問題を知ってもらいたいからだとする。

B はハンセン病差別問題に触れハンセン病患者と関わる中で、他者との関わり方を学んだと言う。

B:「一言で言うなら、(人には)聞いちゃいけないこともあるってことを知った。

今までは何考えてるんだろうと思って簡単にその人のことを聞いていたけど、(ハンセン病患者と関わる中で)人には話したくない過去や聞けないことがあることを知った。それで、その人が経験したことを全て聞いていいわけではないんだと思った。」

B は明るく、自身が思ったことをすぐに人に聞く人柄である。その人柄により、B がいるとは B の人柄に寄せられるように明るい空間になる。しかし、入所者と関わる中で、他者の語り難い過去や経験の存在を感じるようになった。それは例えば、入所者の「家族」や「子ども」にまつわる話であった。

B:「家族のことを聞いてはいけないって知った。私は小学校の時、当たり前のように親の似顔絵を描いてたけど、ハンセン病の人たちはそういうがなかったんだろうなって。ずっと療養所にいて家族と離れてしまった人も多かったから、気軽に家族の話の聞いちゃいけないなって。

それに〇〇園には猫のおばあちゃんがいるでしょ？あの人、子どもを持つことができなかったから、猫を大事にしているんだって話してくれて。それを聞いた時、グサッてきた。」

ハンセン病史において、隔離された入所者は家族から離され、結婚時に断種や中絶の強制を受けたことにより、子どもを持つことが許されなかった。B は、多くの入所者と関わる中でそうした話を受け、何を話したらいいかわからなくなったと言う。その経験が、B に他者との関わり方を内省する機会を生んだのである。それは B にとって、当たり前だと考えていたことが、当たり前じゃなくなる瞬間であった。

Cは、ハンセン病差別問題を知れば知るほど知りたくなり、「豊かな社会を考えるきっかけ」を自身に与えてくれるテーマだと考える。そして様々なテーマの中でもとりわけ興味が惹かれるものだとする。彼は、同問題に触れていく中で学んだことは「社会に対する目の向け方」だと語る。

C：「何を学んだかっていうと、社会に対する目の向け方というか、自分事として社会を捉える感覚というか、他のことにも無関心ではいけないと思うようになりました。自分が社会に属しているという感覚を学べるというか。過去のことって今につながってくるから、コロナもそうですけど今ハンセン病がフォーカスされてるのは過去の人が戦ってきたからだと思うし、絶対に今に生きてくるものだと思います。そういう意味で、ハンセン病のことは過去のものにしてはいけないなと思っています。」

Cは、ハンセン病史において状況に対して運動を展開してきたハンセン病者に経緯を表しながら、現在の日本社会を見つめる。とりわけCの目には、新型コロナウイルス感染症によって起きた差別的な出来事がハンセン病者の辿った歴史と重なって見えた。そしてハンセン病差別問題は、「今に生きてくる」教訓を与えてくれるとする。

C：「コロナでハンセン病が取り上げられるようになって、差別について考える風向きも出てきたのかなと思います。それで、(ハンセン病差別問題は)相手の立場に立って考えるというか、想像力を働かすというか、人と人の関係性を作ることを考える一助になる気がします。」

その教訓は、「他者の立場に立って考える」重要性であった。そしてEは、他者の背景や人となりを想像することが、ハンセン病差別問題が辿った歴史を繰り返さないための抑止力になるとした。そしてCにとってその学びがCをハンセン病差別問題に向かわせる理由となった。

Eはハンセン病差別問題に触れる中でEは自らの正義感に気づき、そしてそのあり方が変容したと語る。

E：「何回目かの勉強会のときに、差別とか偏見の気持ちは変えられないけど人の行動を変えることはできるって話をきいて。私はそれまで(気持ちを)変えられるって思ってたんですよ。でもやっぱり自分のなかにもあるし、受け入れられないこととか。だからそれを変えるんじゃなくて、出さなきゃいい話じゃないですか。だからそこを変えればいいのかってぱっと開けたというか。

—中略—

(ハンセン病差別問題に関わったことで))自分にそういう(差別的な)気持ちがあるのを知れた。あと正義感も変わった。全てがダメな社会だから苦しいんだらうなって。ちょっとすっきりした感じで、自分もそういう気持ちがるんだなって。だから行動を変えればいいんだなって。差別する側も背景があるから、そう思ったきっかけがあるから、ダメダメっていうんじゃなくて、そういう人側の話も聞かなきゃなって思いました。自分も差別してたんだなって気づいたのが一番大きかった。

「無駄に正義感の強かった」彼女はハンセン病差別問題に触れる以前、差別や偏見を持つ心理自体を否定していたと言う。しかし、同問題に触れる中で自らに潜む差別感情と向き合い、それを無くすことの難しさを痛感した。そして、彼女は差別や偏見のない社会を構想する際、その差別感情を行動で示さないようにすることが重要だという結論に至った。

(2)若者たちはなぜ「ハンセン病差別問題」に関わるのか

若者たちはハンセン病差別問題に関わる中で様々なことを学び得てきた。そして、どの若者も今後も関わり続ける」と語った。それでは、彼ら/彼女らはなぜ同問題に関わり続けると語るのでしょうか。

Aは共に活動する若者の存在にハンセン病差別問題に関わる意味を見出す。

筆者：Aはなんで関わっているの？

A：「普通にハンセン病を学ぶ、一緒に療養所とかキャンプに行くメンバーが好きなんです。Bさんとか翼さんとかそこらへんといるのが楽しいし、学

べるし、色んな事話せるじゃないですか。大学の友達とは話せないようなことなんか。それがすごい楽しいし、そこかな。そんなにいっぱい行くのは。」

Aはハンセン病差別問題に関わる若者とは、普段話すことのできない社会問題や国際問題について話せるとする。そしてそれが彼女にとっての楽しさに繋がっていた。

そしてその若者と共にハンセン病療養所を訪れ、入所者や「関係者」と出会うことでハンセン病を学んでいるとする。

A:「私は、ハンセンというより人です。小林さんだったり宇野井さんだったり、色んな人と話すことでハンセン病を学べるんです。私はハンセン病を学ぶというより人に会いに行っている方が強いかもしれない。私はそんなハンセン病について知らないし。だからさらっと知っておけばいいかなって。自分で本を読みこんで知識を得るよりは、人に話を聞いて知識を得る方がいいかなって。それが楽しい。わかんないところは調べたりするけど。

—中略—

なんかガツガツやっても楽しくなくなっちゃうだろうし、だから私は中国にふらっといったり、〇〇園とか□□園とかにふらっと行くぐらいがちょうどいい。そんなガツガツ勉強するより、ゆるく今後もやっていくつもりです。」

Aはそんな自身のハンセン病差別問題への関わり方を「ゆるく」と表現する。そして知識や歴史については詳しい人に教えてもらい、自身の楽しいと思える範囲で関与を続けていくとした。

Bはハンセン病差別問題に関わる意味を、中国のハンセン病回復者定着村にて出会った人々の存在に求める。

B:「ハンセン病もそうだけど、一番は中国のハンセン病回復村の人たちのことがあって。一人で死んでいく人たちがいるってことを私達は知っているわけじゃん。そう思ったら、一人で死んでいく人たちの今の時間に少しでも一緒

に居たい。最初に会った人たちがそういう人たちだから。どうやって(中国のハンセン病患者たちは)生きてんだろって感じだし。」

B は中国でのハンセン病患者との出会いが、中国の大学へ留学するきっかけとなった。そして、出会った彼ら/彼女らの存在を見届けたいと願い、ハンセン病差別問題に関わっている。

そして、彼女がそう考えるようになったきっかけは、日本のハンセン病患者との出会いにあった。

B : 「今は、その人たち(中国のハンセン病患者)じゃない(日本の)ハンセン病の人の、隔離された過去とかを知ったからこそ、たぶん(中国のハンセン病患者と)一緒に居たいんだよね。見届けれる人というか、この人たちがそこにいたことを知ってるのが私でいたい。だって皆に忘れられちゃうし、人にも会えないわけだから。」

B は、日本で出会ったハンセン病患者と日常を共有し、その中でハンセン病に対する差別の歴史を知ったことで、同様の状況に居たであろう中国で出会ったハンセン病患者に想いを馳せるようになった。そして、そう考えられる理由は、A や筆者らのような若者の存在にあった。

B : 「でも、翼君とか会いに行ってくれる人を知ってるから。日本のことは翼君とかがすごいやってるし、私はそこまでやらなくてもいいかなって思う。でも中国の村(のハンセン病患者)には会いに行ってくれる人がいない。中国人の学生は卒業したら会いに行かないし。継続的に支援はするけど、それはボランティアなんだなって。その時は家族みたいに接するけど、終わったたらそれまでなんだなって。」

B は日本にはハンセン病差別問題に関わる友人がいるが、中国にはいないと言う。ワークキャンプで共に活動した中国人学生は卒業後に関わりを持たなくなり、B が知る中国のハンセン病患者に会いに行くものはいないと言う。そして中国のハンセン病患者

に関わり続けることが自らの役目と考えるようになった。それを、Bは「役割分担」とし「日本の療養所に行くみんながいるから、私は中国に行けばいいかな。ほんと良く出来てるよね。」と語った。

そして、中国を自らの活動の場と捉えるBは、日本のハンセン病差別問題に関与する理由を、ハンセン病に対する知識を増やすためとする。

B：「だから、(日本のハンセン病差別問題に関わるのは私が)興味があるから。

実際、重監房に行くとかも当事者の話を聞くとかじゃないし。でも場所に興味があって、そこに行かないとわからない知識があるし。こう思うと、自分の知識を増やしたいだけみたいな気がしてきた。自分のためにやるみたいな。」

Bは多くの場所を訪れ、多くの知識を得ることでハンセン病差別問題に対する理解を深めてきた。そしてハンセン病療養所という場所に興味を持ち、その場で起きた歴史に触れることを楽しみとしていた。そして、そう語る自分を自嘲しながらも、得た知識は日本で出会ったハンセン病患者への理解につながるとする。

B：「でも結局、ハンセン病のことを知るのは小林さんとかのことに繋がるじゃん。人につながる。だから知識を増やしているんだと思う。それは小林さんとかの話を理解するために。いつも小林さんとは他愛のない話をするけど、いつかハンセン病の話を聞いたときにつながるかなって。」

ハンセン病に対する知識を深めることは、目の前にいる小林さんら入所者の心理やたどってきた人生を想像することに繋がる。それは例えハンセン病の文脈をしなくとも、彼ら/彼女らの所作や言動の端々に現れるものである。Bは、入所者と関わりを続ける中でいつかその人個人の経験を聞く時のために、日本のハンセン病差別問題にもまた関わり続けるのであった。

Dはハンセン病差別問題に関わる意味を、出会ったハンセン病患者の存在に求めている。

D：「知ってしまったから。じいちゃんばあちゃんと会ってしまったから。この人たちともうちょっと関われば何か見つかるかもって思うのも、知ってしまったから。だから本当はもうちょっと勉強した方がいいと思うけど。でも私は知ってしまった人たちの人生に寄り添いたい。」

D は、出会ったハンセン病者と関わり続けることで自身の学びや経験を見出そうとする。そして、「知ってしまった」と責任感を漂わせながら彼ら/彼女らの生に寄り添うことを望む。また出会った一人一人との関係性を大切にするために、かえって多くのハンセン病者と出会うことを望んでいないと言う。

そしてE は、出会ったハンセン病者の姿からハンセン病差別問題を考えていると言う。

D：「自分が知ってる小林さんとかが差別を受けたとか話したら、小林さんの問題を考えるという意味で当事者にはなれると思う。自分が関わった(人々の)範囲内で起こった弊害は考えたいみたいな。その範囲を広げるかどうかはあると思うけど。私は人ベースというか。」

D にとってハンセン病差別問題の一般的な歴史や経験は、自身が関わった範囲外の出来事であった。そのため総体的に同問題に関わるのではなく、自身が寄り添いたいと感じたハンセン病者を通じて同問題を見ていると言う。それは、彼女にとっての同問題における当事者性を物語っている。つまり、彼女は自身を全体の当事者ではないが、自らが関われる範囲の人々に起きた出来事においては「関係者」として当事者性を感じているのである。

E はハンセン病差別問題に関わる意味を模索している。そして、E にとっては全国の入所者の平均年齢が 86 歳を超えているという現実が、その意味を考える上での引っかかる部分として見えていた。

E：「私がハンセン病を学ぶ意味って何だろうって考えます。いずれ(ハンセン病者は)いなくなるのにそれを語り継ぐ意味ってあるんだろうって。正直思う。けどコロナがあって思ったのは、病気はいつ生まれるかわからな

いから、歴史を知ってることは大きいなって。またそんな状況に合った時に同じ過ちを犯さないために大事だなって。」

しかし、コロナ禍という未曾有の事態とその中で起きた差別的な出来事を目の当たりにして、ハンセン病差別問題に通底する社会の課題を感じた。そして今Eは、ハンセン病史が辿ったような過ちが再び繰り返されないための教訓として、ハンセン病差別問題を見据えている。

また、Eは自身がもともと興味を持っていた性的マイノリティーの問題にハンセン病差別問題を結び付けた。

E：「(私は)やっぱり現在進行形の問題に結びつけてるところはある。ほかのLGBTQとか障害とか差別されてる方がいると思うんですけど、絶対そういうところにつながるところがあると思う。その問題だけ知って語ると、色んな問題知って語るのが全然違うと思う。色んな視野を持ってやっている人の方が絶対広いし、考えることができると思うから、勉強しているっていうのもある。」

Eはより多くの社会課題に触れ自らの社会に対する視野を広げる必要を感じている。そしてハンセン病差別問題を考えることで他の問題に対する視点を持てると感じた。

6.考察

それでは本稿の最後に、第3章で概観した当事者概念と宮地の環状島モデルから、本稿における調査対象者のハンセン病差別問題への関与のプロセスを考察する。

(1)「ハンセン病差別問題」の環状島における「水位」、「重力」、「風」

1)「水位」

本稿における調査対象者は、ハンセン病差別問題に関わるきっかけの段階では同問題に興味を寄せていなかった。彼ら/彼女らの多くは、海外でのボランティアに参加しようとしたことで、結果として同問題と関わることとなった。本稿ではワークキャンプに参加する若者を調査対象者とした。そのため、全ての若者に議論を適用するのに

は不十分と言わざるを得ないが、それでも同問題の特に若者における「水位」は未だ高いと推定できるであろう。

また、ハンセン病者の平均年齢が約 86 歳であり、「らい予防法」が廃止された 1996 年頃に生まれた 20 代前後の若者にとっては、「おじいちゃん」、「おばあちゃん」の世代に起きた出来事として映っている。その世代の隔たりは、若者がハンセン病者の辿った歴史を想像することの一つのハードルとなっていると言えるだろう。

一方、インタビューからは調査対象者がハンセン病差別問題の環状島の「水位」を下げる役割を有することも見て取れる。例えば、A は同問題のことをより多くの同世代の若者に知ってほしいと感じ、「ハンセン病意見交換会」を主催している。筆者もこの会に参加しているが、現在約 70 名が参加しており同問題の環状島の裾野を広げている。また B はその A を□□園に誘った。この「関係者」同士の相互作用もまた外海に位置する「非当事者」の環状島への上陸を促す性質を有すると考えられる。見知った友人の存在は「非当事者」にとって同問題の環状島へ上陸する手引きとなる。そして、環状島に上陸した者がまた新たな「非当事者」を手引きすることで、同問題における「関係者」が増える。筆者は、この一連のサイクルの拡大が同問題の「水位」を下げるための実践として有効であると考えている。

また、ハンセン病差別問題はいずれハンセン病者が減少し、近い将来「本人」の存在が消失し彼ら/彼女らの生の経験が消失することが予想されている。その点において、本稿で見られたような日常の文脈からハンセン病者を知る若者の存在は、「本人」らの存在を語り継ぐ存在として見ることができる。そして、若者は「関係者」として同問題の環状島を風化から防ぎ、形を保つ役割を有する。それは A、B、C、E の語った、ハンセン病が辿った歴史が二度と繰り返されることのないように同問題の存在を周知する必要性に見ることができる。

2) 「重力」

調査対象者のうち D は、初めて出会ったハンセン病者との出会いがトラウマとなった。それは、D 自身の差別意識への問いかけと、その自覚によるショックが原因であった。また E も□□園にてハンセン病者と出会ったことで自らの差別意識を自覚した。どちらもハンセン病を患ったが故の後遺症によって変貌した入所者らの姿に、本能的に嫌悪感を抱いたことによる。それを踏まえると、自らの差別意識を自覚しそれを克

服することは、「関係者」、特に環状島に上陸したばかりの者にとって「重力」として作用すると考えられる。

3)「風」

Dは、ハンセン病差別問題における他の「関係者」の関わり方を知ったことで自身の関わり方に葛藤を抱いた。これは関与や同問題における知識の多寡の比較が引き起こしたものと解釈できるであろう。結果としてDはDなりの関わり方にたどり着いたが、その葛藤は環状島に吹く「風」としてDの当事者性を揺らがせる作用を持っていたと考えられる。

(2)若者が「ハンセン病差別問題」に関わるプロセス

上記のようなハンセン病差別問題の環状島における様々な作用を受けながら、若者は同問題に関わり続ける。そこにはどのようなプロセスを見出せるであろうか。本節では社会問題として同問題を解決するための実践の在り方と併せて、そのプロセスを論ずる。

第一に若者は「無関心」の状態では環状島に上陸した。これは同問題の「水位」が高いことを示すと同時に、同問題に対する関心の多寡は同問題の関与のきっかけにはさほど影響を及ぼさないとも見て取れる。その点で重要なのは、同問題への関与を生むきっかけをいかに「非当事者」に対して作れるかであり、多様な実践の在り方が求められていると考えられる。

第二に、若者はハンセン病患者と日常を共有する時間を持った。それにより、若者は本多の言う「具体的他者」としてハンセン病患者と関係性を築いていった。また、若者は「具体的他者」となったハンセン病患者の姿や経験を通じて、総体的なハンセン病差別問題への理解を深めていった。その点で関係性を有する一人の経験を通して同問題を考えることは、同問題的の一般的な理解に深みをもたらすと言えよう。そして同時に、若者の中には彼ら/彼女らへの興味を募らせると並行して同問題への興味もまた増加していった。これらを実践の文脈で捉えるならば、いかに日常的な文脈からハンセン病患者と関わる機会を作ることが求められていると考えられる。しかし、全てのハンセン病患者が他者との関わりを求めているわけではないことも事実である。その点で、先行する「関係者」が関係を持つハンセン病患者の許す範囲で、そして彼ら/彼女らの日

常の文脈に沿う形で「非当事者」が彼ら/彼女らと関わる機会を創り出す取り組みが求められていると言える。そして本稿でそれは、□□園で見られたような季節のイベントを共に過ごすような定期的な交流である。

第三に若者同士の相互作用があった。そしてこれは2つの要素が見られる。それは第一に多くの若者は「関係者」としてハンセン病差別問題に関わる友人に誘われて「非当事者」から「関係者」となっている点である。そして第二に、若者は他の者の関わり方から自身の同問題への関わり方を学んでいる点である。そして「関係者」はその相互作用の中で自らの学びを深めていると言えるだろう。その点で、単に個人で同問題に関わるだけでなく、多くの「関係者」と共に議論や実践を繰り返していくことが求められていると言えよう。

以上、①無関心、②ハンセン病患者との日常の共有、③「関係者」同士の相互作用の3つの要素の連関が若者をハンセン病差別問題に向かわせるプロセスであるとして本稿の事例における考察とする。

第5章 結論

本稿では、「ハンセン病差別問題」に関わる若者の語りから、彼ら/彼女らがどのようにハンセン病というテーマを捉え、学んでいるかを明らかにした。そして若者たちは、①無関心、②ハンセン病患者との日常の共有、③「関係者」同士の相互作用の連関の中で、自らの「関係者としての当事者性」を構築しそれぞれの関わり方をしていた。

ハンセン病は差別や偏見とともに歴史を積み重ねてきた。そして、近代日本は「らい予防法」により、公的にハンセン病患者を隔離し撲滅させることを目指した。

メンミは差別を以下のように定義づけた。

差別とは、現実の、あるいは架空の差異に、一般的、決定的な価値づけをすることであり、この価値づけは、告発者が自分の攻撃を正当化するために、被害者を犠牲にして、自分の利益のために行うものである。[メンミ 1982:98]

日本のハンセン病史において、差別は「らい予防法」によって国家の公的な暴力を正当化し、近代国家日本としての利益のためにハンセン病患者を苦しめた。また、同法と無癩県運動が喚起した世論もまた、ハンセン病患者やその家族を苦しめきた。そして彼ら/彼女ら「本人」は、病気そのものに対する差別・偏見と、法律による公的な排除の二重の苦しみを背負うことになった。また後者の社会的な差別は黒川温泉宿泊拒否事件に代表される通り、「らい予防法」の廃止以後の現在も存在し続けていると言える。その点で、日本のハンセン病差別問題は同じ人がハンセン病という病にかかったことで隔離政策に見られる非人道的な扱いや、差別や偏見といった「人の恐ろしさ」を感じさせる。

しかしハンセン病患者は時に国家と対決し、最終的には「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」によって、奪われた人権を自らの手で取り戻した。また、家族らも「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟」によって、社会に存在し続けるハンセン病に対する差別や偏見を自らの手で表面化させた。ハンセン病の歴史の一つの見方として、逆境を自らの手で解決する「人の力強さ」があったと言えるだろう。

また、ハンセン病者らの日常は隔離による被害の文脈では語りきれない豊かさがあった。本項における調査対象者は、日常の中で彼ら/彼女らのその豊かさを感じてきた。そしてその豊かさは若者たちに闘争とはまた異なる「人の力強さ」を示していたと言える。

「関係者」は、そうした「本人」たちの闘争と豊かな日常の積み重ねの上に彼ら/彼女らと関係を有している。そして、「関係者」は「本人」の歴史経験を代弁しえない。その経験から生まれる怒りや悲しみといった感情を、想像し理解することはできないし、ましてやそれを自らの経験かのように語ることは、彼ら/彼女らの経験を矮小化してしまいかねないのである。その事実、例えどれだけ私たちが関係性を築けたとしても、決して埋まることのない溝として「関係者」と「本人」の間に横たわる。それゆえ「関係者」は「本人」らの個別具体的な経験を尊重しながら関わりを持つ必要がある。

しかし「関係者」は時には拒絶され、時には歓迎されながらも「本人」たちと関係を築く。それは、「関係者」の当事者性を強化も逆に弱化する。しかしその「本人」たちのメッセージを丁寧に受け取り、環状島に立ち続けながら応答することで「関係者」として彼ら/彼女らと関わりを持ち続けることができる。そして、環状島に対峙することで「関係者」は、彼ら/彼女らの所作や言動からその経験の一端を窺い知ることができる。それは、無批判に「本人」らの経験を神聖化した上では成り立つことはない。

筆者はハンセン病療養所を訪れハンセン病者と交流を持つことを、食事や趣味といった日常を共有する喜びと、その背後にある到底共有しえないライフヒストリーを窺い知る驚きの連続であると考え。本稿において若者たちは、関係性を築いたハンセン病者を「おじいちゃん」、「おばあちゃん」と親しみを持って呼称し、その連続性に価値を捉えて関与を続けてきた。筆者は、この点に本多の言う「具体的他者」の関係性を認めることをできると考える。そして若者たちはその「具体的他者」を拠り所にして、彼ら/彼女らとの関係性において当事者性を持ち環状島を往来しているのである。

そして「関係者」として彼ら/彼女らの日常や問題の諸相に関わる中で語り得るものを得る。それは若者たちにとって、日常を共有した中で生まれたエピソードとして表れ、その若者にしか語り得ない経験をもたらした。その経験が「関係者」に「関係者としての当事者性」をもたらすものと言えよう。

しかしその「関係者」の関与を考える際、知識や経験の多寡を問うことによって「関係者」間での実践の優劣を定めることは、かえって環状島の「水位」を上げ、「非当事者」の関与の可能性を狭める。しかし本稿で見られた通り、誰しも同問題を「知らない」もしくは「興味がない」状態で関わり始める。そして、関与を継続していく中で何かしらの契機によって自らの日常と同問題の接点を見つけ、そこを足掛かりに知識や経験を深めていくのである。その点で必要なのは、自らが「本人」と関係が続ける中で得た知見を多くの「非当事者」と共有し、多くの「関係者」を増やすことであろう。そして本稿における若者は、意識、無意識を問わずその役割を担っていた。

最後に本稿における実践上の課題を提示したい。本稿における調査では、「関係者」との関わりを「本人」らがどう感じているのかについて探ることができなかった。人間関係は双方向的なものであり、互いの同意のもとそれは存続し意味づけられる。そう仮定するのであれば、本稿における調査対象者の語りは「本人」らに向けた一方向のものであるとせざるを得ない。その点で本稿において、私達が「本人」らと真に「具体的他者」としての関係性を築けているかどうかを断定することはできない。この点は、筆者の実践上の課題として念頭に置きたい。

本稿を執筆している最中、新型コロナウイルス感染症の蔓延を受けハンセン病療養所は外部者の受け入れを停止させた。必要な措置とはいえこの間、若者たちは懇意にしている「おじいちゃん」、「おばあちゃん」と会うことが一切叶わなかった。そして筆者らにとっては、ある意味でハンセン病差別問題に関わる楽しさを奪われた状態であった。早く事態が収束し彼ら/彼女らと会えることを願うばかりである。

注

- (1) 現在、国立・私立ハンセン病療養所で暮らす人々はハンセン病をすでに治癒されており、「ハンセン病患者」ではない。また療養所を退所し地域で暮らす「退所者」もまた然りである。そして近年では、彼らを呼称する語として「ハンセン病回復者」、「入所者」、「入園者」などが一般的に使用されている。

しかし、蘭が指摘する通りハンセン病を罹患した経験は本人の人生において重要な位置を占めており、ハンセン病の完治後も彼ら/彼女らに大きな影響を与えている[蘭 2017:16]。筆者自身に関わってきた人々も同様の感想を語ることがあり、彼ら/彼女らを表象する上でハンセン病の罹患経験は切り離せない事実であろう。本項は上記の要素を踏まえて「ハンセン病者」の語を、ハンセン病に罹患した経験を持つものとして使用する。

また、本稿ではハンセン病者のうち現在もハンセン病療養所に在住している者を「入所者」と表記する。この語はハンセン病者間でも前述の「退所者」と併せて、「刑務所の受刑者と同じ呼び方ではないか」など議論が分かれており、使用することが避けられている。しかしハンセン病療養所への入所経験もまた、ハンセン病者の生に影を落とすものであり、その事実を無視することは出来ない。その点を考慮して本稿では便宜上「入所者」、「退所者」の語を使用する。

- (2) なお、2020年には「菊地事件国家賠償請求訴訟」によって、隔離政策下における国立ハンセン病療養所内の特別法廷にて冤罪による死刑判決があった事件に対して、国家に違憲判決が下された。現在は、「菊地事件の再審をすすめる会」などの団体や市民らによって、司法に対し当事件の再審請求を求める運動が展開されている。
- (3) 「ワークキャンプ」とは、「キャンパー」と呼ばれる参加者が特定の地域に数週間から数か月間程度泊まり込み、現地の人々と「共同生活＝キャンプ」を営みながら、「労働＝ワーク」によって協働的にその地域の課題解決を目指す活動である。ワークキャンプは、第一次世界大戦後のフランス。ヴェルダン地方にてキリスト教フレンズ派の人々の手によって始まり、日本には関東大震災後に伝えられた[西尾・日下・山口 2015:10]。現在も様々な団体によって実践されているが、本稿においてはワー

クキャンプを「FIWC(Friends International Work Camp)」や「インドワークキャンプ 団体 namaste!」の文脈で使用する。

FIWC は現在、関東、東海、関西、九州の 4 委員会が存在し、それぞれ独立した形で学生が主体となって中国やインドネシア、福岡県福智町などワークキャンプを運営している。また namaste!はつくば、名古屋の 2 支部共同でインドのハンセン病回復者定着村にてワークキャンプや、本稿第 4 章で扱う□□園での除夜の鐘撞のボランティアなどを実施している。

- (4)国立感染症研究所ホームページ「ハンセン病 一般の方向け」

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/leprosy-m/1841-lrc/1693-general.html>(2020/11/20 参照。)

- (5)コロナ禍と「ハンセン病差別問題」を比較した論考は、例えば以下のものがある。

「社会学者・福岡安則さん『感染者の人権尊重を』 東京」。

<https://www.asahi.com/articles/ASN6371ZHN5SUTIL00T.html> (2020/11/29 参照。)

- (6)現在、「癩」という語は差別用語である。本稿では法律名や調査対象者が使用した語など、執筆上使用せざるを得ない場合を除いて「癩」の語は使用しない。なお、1953 年に当時の全国国立療養所癩患者協議会(全患協)により「癩」の名称の廃止とハンセン病への名称変更を求める運動が展開された[全国ハンセン病療養所入所者協議会 2001:72-73]。そして現在は、全国ハンセン病療養所入所者協議会として存在している。

- (7)ハンセン病患者たちの当事者運動は、全国ハンセン病療養所入所者協議会の『復権への日月』や、その前身である全国ハンセン氏病患者協議会の『全患協運動史 ―ハンセン氏病患者のたたかいの記録』などが詳しい。いずれも「本人」たちの手で編集されており、各運動における会議等の一次資料を用いて記述されている。

参考文献

蘭由岐子

- 2017 『「病いの経験」を聞き取る ハンセン病者のライフヒストリー』新版、皓星社。

有蘭真代

- 2008a 「国立ハンセン病療養所における仲間集団の諸実践」『社会学評論』59(2):331-348。
- 2008b 『『生活者』としての経験の力 ―国立ハンセン病療養所における日常実践とその記憶』櫻井厚・山田富秋・藤井泰編『過去を忘れない―語り継ぐ経験の社会学』pp.104-120、せりか書房。
- 2017 『ハンセン病療養所を生きる ―隔離壁を砦に』世界思想社。

メンミ、A.

- 1996 『人種差別』菊池昌実・白井成雄訳、法政大学出版局。(Albert Memmi, 1982[1994], *LE RACISME*. Paris: Gallimard.)

和泉真蔵

- 1997 「第5章 疫学」斎藤肇・長尾榮治・牧野正直・村上國男編『ハンセン病医学―基礎と臨床』pp79-92、東海大学出版会。

小林洋司

- 2008 「福祉教育・ボランティア学習としてのハンセン病問題学習の構築」『日本福祉教育・ボランティア学習学会年報』13:108-119。

今野大輔

- 2014 『ハンセン病と民俗学 内在する差別論理を読み解くために』皓星社。

財団法人日弁連法務研究財団ハンセン病問題に関する検証会議

- 2005 『ハンセン病問題に関する検証会議 最終報告書』財団法人日弁連法務研究財団。

関水徹平

2011 「『ひきこもり』問題と『当事者』－『当事者』論の再検討から－」『年報社会学論集』24:109-120。

全国ハンセン病療養所入所者協議会

2001 『復権への日月 ハンセン病患者の闘いの記録』光陽出版。

田中等

2017 『ハンセン病の社会史 日本「近代」の解体のために』彩流社。

豊田正弘

1998 「当事者幻想論（あるいはマイノリティーの運動における共同幻想の論理）」『現代思想』26(2):100-113。

<http://www.arsvi.com/1990/9802012.html>(2020/11/15 参照)。

中村文哉

2005 「ハンセン病問題と意味の問題系」『保健医療社会学論集』16(2):52-65。

西尾雄志・日下渉・山口健一

2015 『承認欲望の社会変革－ワークキャンプにみる若者の連帯技法』京都大学出版会。

野崎泰伸

2004 「当事者性の再検討」『人間文化学研究集録』14:75-90。

平野智之

2012 「『関係性としての当事者性』試論：対話的学習モデルの検討から」『人間社会学研究集録』7:99-119。

藤野豊

2001a 「ハンセン病と近代日本」『ハンセン病－排除・差別・隔離の歴史』51-71、岩波書店。

2001b 『「いのち」の近代史 「民族浄化」の名のもとに迫害されたハンセン病患者』かもがわ出版。

本多康生

2005 「支援ボランティアの生活世界」『ソシオロギス』29:72-89。

宮内洋

- 2010 「<当事者研究>の新たなモデルの構築に向けて ―『環状島モデル』をもとに」宮内洋・好井裕明編『<当事者>をめぐる社会学 調査での出会いを通じて』pp183-204、北大路書房。

宮坂道夫

- 2006 『ハンセン病 重監房の記録』集英社。

宮地尚子

- 2007 『環状島＝トラウマの地政学』みすず書房。

山本俊一

- 1993 『日本らい史』東京大学出版会。

山本須美子・加藤尚子

- 2008 『ハンセン病療養所のエスノグラフィー ―「隔離」のなかの結婚と子ども』医療文化社。

Summary

Involvement in the issue of the Hansen's disease discrimination -From the perspective of young people's narratives and involvement-

The purpose of this paper is how young people have been involving in the issue of Hansen's disease discrimination and what they have learned. In this paper, based on previous research on the theory of parties, I consider the survey targets as a person who has "parties as concerned persons" in the issue.

The situation surrounding the Hansen's disease is changing every minute. Hansen's disease patients and people affected by it have been subjected to state repression and social prejudice and discrimination due to the isolationist policies and associated movements. The Leprosy Prevention Law, which had made them suffer for about 90 years, was abolished in 1996. Then, the lawsuit by Hansen's disease survivors in 1998 and that by their family in 2019 clearly certified the unconstitutionality of the state's policy for Hansen's disease. Since then, the issue of Hansen's disease discrimination has been discussed as a social problem.

The lawsuit by Hansen's disease survivors also provided an opportunity for them to assert their narratives of "harm" under Hansen's disease policies. However, their lives cannot be placed solely in the context of "harm" caused by leprosy policy. Based on this understanding, research is now focusing on the diverse narratives of people affected by leprosy.

However, when considering the issue of Hansen's disease discrimination as a social problem, the existence of non-participants is also an important factor in its solving. This paper formulates the question based on this recognition.

I interviewed six people to clarify the research question. Then, it was discovered that they established their own involvement through a series of processes: (1) indifference, (2) sharing their daily lives with Hansen's disease survivors, and (3) interaction among themselves. I concluded that to solve the issue of Hansen's disease discrimination, it is important to expand

this process and increase the number of people who have " parties as concerned persons" in the issue.

謝辞

本稿の執筆にあたり、多くの方にお力添えを頂いた。この場を借りて皆様に感謝の意を表する。

まず、指導教員の関根久雄先生に心から御礼申し上げる。関根先生は筆者の日本のハンセン病差別問題という研究テーマを快く受け入れてくださった。また関根ゼミで過ごした2年半の間に、先生から頂いた文化人類学の数々の知見は筆者がハンセン病というテーマを考える際に至る所で多大なるヒントとなった。

続いて、関根ゼミの面々にも謝意と御礼を申し上げる。ゼミにおいて筆者は、学術的知見よりも実践からくる発言ばかりを繰り返し、しばしば議論を混乱に導いてしまったと反省している。

また本稿の調査にご協力頂いた素晴らしい友人たちには格別の感謝を申し上げたい。筆者がここまでハンセン病というテーマにのめり込めたのも、あなた方の存在あってのことであった。あなた方と過ごした時間は筆者にとってかけがえのない学生生活の思い出であり、今後も筆者と末永く関わって頂けると幸いこの上ない。

そして、筆者がハンセン病というテーマにのめりこむきっかけとなった数多くの入園者の方々に御礼申し上げたい。特に〇〇園の高野さん(仮名)と出会えたことは、筆者の人生のターニングポイントとなった。あなたの厳しいながらも温かい言葉の数々にはいつも励まして頂いた。そして筆者は、あなたと療養所の外で交わしたあの酒の味を絶対に忘れない。

また□□園の小林さん、中村さん、牛丸さん(いずれも仮名)は、いつも筆者らを温かく歓迎して頂いた。御三方の素敵なお人柄のおかげで、多くの若者が□□園に魅了され、ハンセン病差別問題にかかるきっかけとなった。一日も早くコロナ禍が明け、御三方とまた楽しい時間を過ごせることを心より待ちわびるばかりである。

最後に筆者の学生生活を陰になり日向になり支援・協力してくれた家族に感謝を申し上げたい。特に両親には、筆者がハンセン病差別問題にのめり込む余り休学したことで多大なる心配を与えてしまった。しかし2人は筆者の意思を尊重し、時に叱咤激励をしながら背中を押してくれた。そのおかげで、筆者は満足のいくまでのびのびと

活動することができ、多くの尊敬する入園者と素晴らしい友人に恵まれることができた。2 人の下に生まれこの年まで育てて頂いたことは、筆者にとってかけがえのない幸せであり感謝してもしきれない思いである。今後、その恩を少しでも返していければと思う。

改めて、本稿の執筆にお力添え頂いた多くの方々に感謝と敬意を表し、本稿の結びとする。